

# 平成28年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会28-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査					
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 届出に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表することにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,081	7,366	8,279	10,444
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,081	7,366		
執行額(千円)	6,808	7,377				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査)(注1)	実績値					評価対象年度 25年度～27年度	達成 目標達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		100%	100%	100%	100%	100%		
	年度ごとの目標値	届出の受理後30日以内						
	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したもの)(注2)	実績値					評価対象年度 25年度～27年度	達成 目標達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		100%	100%	100%	100%	100%		
	年度ごとの目標値	全ての報告等の受理後90日以内						
	的確な企業結合審査, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度～27年度	達成 相当程度進展あり
23年度		24年度	25年度	26年度	27年度			
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 企業結合計画の届出を受理した案件については, 届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き, 全ての案件について目標の処理期間内に処理を行っていることから, 具体的な数値目標を達成している。 その他の指標をみると, 「企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数」, 「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」及び「企業結合審査によって保護された消費者利益額」については, 各年度間でばらつきがあるものの, おおむね高水準で推移しており, 企業結合の迅速かつ的確な審査が, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば, 本件取組は, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり, また, その活動は効率的であったと評価できる。 なお, 禁止期間の短縮を行った件数の増加は, 公正取引委員会が, 迅速に企業結合審査を行ったことの表れであると考えられるが, 企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから, 引き続き重点を置く必要がある。また, 今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに, 事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。

	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととするが、事例集については、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなど、掲載内容の充実に努める。</p>
--	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度の公表案件のアクセス数について、平成26年度よりも平成27年度が上回っているが、理由があれば説明を追記していただきたい。(若林委員) (意見を踏まえ、実績評価書について所要の修正を行った。)</li> <li>・個別の企業結合審査結果の検証についても行っていく必要があるのではないか。(田中委員) (企業結合審査の事後検証についてはこれまでも競争政策研究センターの共同研究等で行ってきており、今後必要に応じて事後検証を検討していく旨回答した。)</li> <li>・迅速な企業結合審査の測定指標について、現在は法定の期限内に処理をした案件の割合で測定を行っているが、案件の平均処理期間も測定指標に加えてはどうか。(柿崎委員) (必要な処理期間は案件の困難性によって異なるため、測定指標として設定するのは困難である旨回答した。)</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成25年度における主要な企業結合事例について」(平成26年6月11日公表)  「平成26年度における主要な企業結合事例について」(平成27年6月10日公表)  「平成27年度における主要な企業結合事例について」(平成28年6月8日公表)</p> <p>(注) 前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	企業結合課	作成責任者名 (※記入は任意)	企業結合課長 品川 武	政策評価実施時期	平成28年4月～7月
-------	-------	--------------------	-------------	----------	------------

	施策の進捗状況(実績)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定指標 的確な企業結合審査,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	以下を始め,的確な企業結合審査に努め,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め,的確な企業結合審査に努め,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め,的確な企業結合審査に努め,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め,的確な企業結合審査に努め,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め,的確な企業結合審査に努め,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。
	① 企業結合の届出受理件数[275件] (注1)	① 同左[349件]	① 同左[264件]	① 同左[289件]	① 同左[295件]
	② 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[9件]	② 同左[11件]	② 同左[10件]	② 同左[10件]	② 同左[11件]
	③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[8.9頁]	③ 同左[9.5頁]	③ 同左[6.2頁]	③ 同左[7.9頁]	③ 同左[8.1頁]
	④ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注2)[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[15,483件]	④ 同左[6,938件]	④ 同左[9,676件]
	⑤ 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注3) [約1063億円]	⑤ 同左[約73億円]	⑤ 同左[約456億円]	⑤ 同左[約2億円]	⑤ 同左[約63億円]
年度ごとの目標値	的確な企業結合審査を行い,一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。				

(注1) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 当該年度を含めた過去2年間に掲載した企業結合公表事例集について,当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては,当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注3) 公正取引委員会では,平成21年度から,問題点を解消する措置が講じられなければ,10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して,企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し,公表してきている。

## 1. 評価対象施策

### 独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査

#### 【具体的内容】

企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，届出等に基づいて，迅速かつ的確な企業結合審査を行い，独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに，主要な企業結合事例を公表することにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，迅速かつ的確な企業結合審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 25 年度～平成 27 年度）。

## 3. 評価の実施時期

平成 28 年 4 月～7 月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

- (1) 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況  
公正取引委員会は，独占禁止法第10条第9項（第15条第3項，第15条の2第4項，第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により，企業結合に関し必要な措置を命ずるために，独占禁止法第50条第1項の規定による通知

（意見聴取の通知）を行う場合には、第1次審査においては、届出受理の日から30日間内に行わなければならない、また、第2次審査へ移行した場合においては、届出受理の日から120日を経過した日と、必要な報告、情報又は資料（以下「報告等」という。）を全て受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に行わなければならない。平成25年度から平成27年度までの間における上記期間内に処理した第1次審査及び第2次審査の件数の割合は、表1及び表2のとおりである。

表1 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第1次審査）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
100%	100%	100%

表2 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第2次審査に移行したもの）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
100%	100%	100%

企業結合計画を審査するに当たっては、法律又は経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者及びエコノミストも企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件において法学的観点からの意見を述べ、エコノミストは、報告等の要請を行った案件において必要かつ可能な場合には経済分析を実施したり、企業結合審査の担当官に対して経済分析手法に係る研修を実施するなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

（注） 企業結合審査部門における法曹資格者の人数は2名、エコノミスト（経済学博士号取得者）の人数は1名である（平成28年3月末時点）。

また、海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用した知見の共有のほか国内外の市場に影響を与えるような国際的企業結合案件については、当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について個別に情報交換を行っている（表3）。

表3 海外の競争当局と連携を行った事例（平成25年度～平成27年度）

年度	案件名	連携内容
平成25年度	サーモフィッシャーサイエンティフィック・インクとライフ・テクノロジーズ・コーポレーションの経営統合	米国連邦取引委員会、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
平成26年度	ジンマーとバイオメットの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
平成27年度	インテルコーポレーションとアルテラコーポレーションの統合	欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	エヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌビとフリースケール・セミコンダクターズ・リミテッドの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	ウェスタンデジタルコーポレーションとサンディスクコーポレーションの統合	米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	デナリホールディングスインクとEMCコーポレーションの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(2) 的確な企業結合審査，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況

ア 企業結合の届出受理件数

平成25年度から平成27年度までの間における企業結合の届出受理の件数は，表4のとおりであり，年間300件程度の届出を受理している。

表4 企業結合の届出受理件数

(単位：件)

年度	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等 譲受け	合計
平成25年度	218 (▲23.5)	8 (▲35.3)	14 (▲6.7)	3 (▲40.0)	21 (▲30.0)	264 (▲24.4)
平成26年度	231 (6.0)	12 (50.0)	20 (42.9)	7 (133.3)	19 (▲9.5)	289 (9.5)
平成27年度	222 (▲3.9)	23 (91.7)	17 (▲15.0)	6 (▲14.3)	27 (42.1)	295 (2.1)

(注) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

また、独占禁止法第10条第9項等の規定に基づき、平成25年度から平成27年度までの間に届出を受理した案件の処理状況は、表5のとおりである。

表5 届出を受理した案件の処理状況

(単位：件)

年度	届出受理 件数	届出が取り下 げられた件数	第1次審査で 終了した件数	第2次審査に 移行した件数
平成25年度	264	3	257	4
平成26年度	289	11	275	3
平成27年度	295	8	281	6

届出受理件数のうち、報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く届出受理案件(平成25年度257件、平成26年度275件、平成27年度281件)については、いずれも届出受理の日から30日以内に独占禁止法上の問題はないと判断し、第1次審査を終了した。

また、報告等の要請を行い、第2次審査へ移行した案件は13件(平成25年度4件、平成26年度3件、平成27年度6件)であるところ、このうち、「ジンマーとバイオメットの統合」及び「王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得」については当事会社が問題解消措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した(表6)。

表6 第2次審査に移行した案件一覧（平成25年度～平成27年度）

年度	案件名	処理結果
平成25年度	三菱重工業株式会社と株式会社日立製作所の火力発電システム分野の事業統合（届出1件）	独占禁止法上の問題はないと判断
	東京エレクトロン株式会社とアプライドマテリアルズインクの統合（届出3件）	第2次審査中に届出会社が届出を取下げ
平成26年度	ジンマーとバイオメットの統合（届出2件）	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
	王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得（届出1件）	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
平成27年度	大阪製鐵株式会社による東京鋼鐵株式会社の株式取得（届出1件）	独占禁止法上の問題はないと判断
	日本製紙株式会社と特種東海製紙株式会社による段ボール原紙の共同販売会社の設立等（届出2件）	独占禁止法上の問題はないと判断
	出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得（届出1件）	第2次審査中
	JXグループと東燃ゼネラルグループの経営統合（届出2件）	第2次審査中

（注1） 年度は、届出受理を行った年度を表す。

（注2） 一の統合計画につき、複数の届出がなされることがある。

（注3） 処理結果は、平成28年3月末現在のものである。

#### イ 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集

公正取引委員会は、企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保を図る観点から、平成5年度以降、毎年度、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられる主要な企業結合事例を企業結合公表事例集（以下「事例集」という。）として公表している。事例集には、特定の業種に偏ることなく様々な業種に係る案件、問題解消措置を講じることとした案件、国境を越えた市場画定を行った案件、経済分析を行った案件など多様な類型の案件を掲載するとともに、企業結合審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させているところである。



事例集では、個別の案件の審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査において考慮した事項のほか、問題解消措置を講じることとなった案件については、問題解消措置の内容やこれに対する評価を、経済分析を行った案件については、分析手法と結果の概要を記載しているところ、平成25年度から平成27年度までにおける事例集の掲載事例件数及び事例1件当たりの頁数は表7のとおりである。事例1件当たりの頁数は、平成25年度から平成27年度にかけて、6.2頁から8.1頁となっており、より詳細な解説を行っている。

また、公正取引委員会ウェブサイトに掲載された事例集へのアクセス件数は、表8のとおりである。

なお、事例集は、幅広い内容の案件を掲載することに努めているため、最新のものだけでなく、それ以前のものも事業者の参考となるものである。したがって、各年度のアクセス件数は、当該年度に公表された事例集へのアクセス件数及びその前年度において公表された事例集へのアクセス件数を合計することにより算出した。

表7 事例集の掲載事例件数、事例ごとの頁数及び平均頁数（単位：件、頁）

	1～3 頁	4～6 頁	7～10 頁	11頁～	合計事例 件数	平均頁数
平成25年度事例集	1	6	2	1	10	6.2 (▲34.7)
平成26年度事例集	2	5	1	2	10	7.9 (27.4)
平成27年度事例集	1	4	3	3	11	8.1 (2.4)

(注) 平均頁数の括弧内は対前年度増加率(%)である。

表8 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数（単位：件）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
アクセス件数	15,483	6,938	9,676

(注) 各年度のアクセス件数は、当該年度において公表された事例集へのアクセス件数及びその前年度において公表された事例集へのアクセス件数の合計である。

#### ウ 企業結合審査によって保護された消費者利益額

公正取引委員会が平成25年度から平成27年度までの間に審査を終了した企業結合審査案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した案件は、①「エーエスエムエ

ル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」(平成24年度届出受理,平成25年度審査終了),②「ジンマーとバイオメットの統合」(平成26年度届出受理,平成26年度審査終了)及び③「王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得」(平成26年度届出受理,平成27年度審査終了)の3件である。これらの案件においては,当事会社の事業の第三者への譲渡等の措置が講じられており,問題解消措置を講じた一定の取引分野において,問題解消措置が講じられなければ,10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると,当該措置によって保護された消費者利益額は表9のとおりである。

なお,企業結合審査が行われていることを前提に,届出の段階や第1次審査の段階で,当事会社が企業結合計画が競争制限的とならないように措置を講じている事案もあることから,実際に保護された消費者利益の額は,本推定値より大きなものであると考えられる。

表9 企業結合審査によって保護された消費者利益

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保護された消費者利益	約456億円	約2億円	約63億円
測定対象とした案件件数	1	1	1

(注) 消費者利益を推定するに当たっては,厚生損失(デッドウェイトロス(死荷重損失)ともいう。消費者が,競争を実質的に制限することとなる企業結合による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるという損失のこと。)を消費者利益とする考え方もあるが,本推定においては,問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額に10%を乗じた額を消費者利益としている。

#### エ 企業結合審査結果の公表

公正取引委員会は,前記イの事例集とは別に,企業結合審査の透明性を一層高める観点から,第2次審査を行った案件等について,審査終了後に審査結果を公表してきている(表10)。

表10 公表案件一覧(平成25年度~平成27年度)

年度	案件名	備考
平成25年度	エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合計画に関する審査結果について	平成24年度届出受理案件

年度	案件名	備考
	イオン株式会社による株式会社ダイエーの株式取得計画に関する審査結果について	平成24年度届出受理案件
	三菱重工業株式会社と株式会社日立製作所の火力発電システム事業の統合計画に関する審査結果について	
平成26年度	ジンマーとバイオメットの統合計画に関する審査結果について	
平成27年度	王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得に関する審査結果について	平成26年度届出受理案件
	大阪製鐵株式会社による東京鋼鐵株式会社の株式取得に関する審査結果について	
	日本製紙株式会社と特種東海製紙株式会社による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等に関する審査結果について	

## 6. 評価

### (1) 必要性

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制している。

なお、届出を受理した企業結合については、前記5(1)の独占禁止法で定められている期間内に、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。さらに、企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないようにするためにも、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、適法な経済活動が阻害されることとなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるよう

確な企業結合審査を行う必要がある。さらに、当事会社が事業活動を行っている取引分野は通常多岐にわたり、また、企業結合は事業経営上の様々な目的のために行われるものであるため、公正取引委員会から、一部の分野について独占禁止法上の問題がある旨の指摘をされたとしても、企業結合全体を断念することなく、当該問題を解消する措置を講じてでも企業結合を実施するニーズが当事会社側にはある。このため、当事会社から問題解消措置の申出があった場合には、それが独占禁止法上の問題を解消するために適切かどうかを的確に審査する必要がある。

## (2) 有効性

### ア 迅速な企業結合審査の実施

平成25年度から平成27年度の間に出届を受理した案件は、表4のとおり、それぞれ264件（平成25年度）、289件（平成26年度）、295件（平成27年度）であるところ、報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除くものについては、いずれも30日の禁止期間（独占禁止法の規定により企業結合を実施してはならない期間）内に企業結合審査を終了している。

公正取引委員会の企業結合審査が規定の期間内に終了することにより、事業者は市場の状況や動向を勘案し、適切な時機に企業結合を実施することが可能となることから、届出から30日以内に企業結合審査を終えることは、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であるといえる。

また、届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている。期間短縮を行った件数は、平成25年度は80件、平成26年度は119件、平成27年度は145件となっており、平成25年度においては、前年度と比較して件数が減少したものの、平成26年度、平成27年度は前年度と比較して増加している（表11）。特に平成27年度においては、届出受理件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。）の半数以上において期間短縮を行っている。

これらの案件については、より迅速な企業結合審査を行っており、公正かつ自由な競争を促進しているものと評価できる。

表11 禁止期間の短縮を行った件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
期間短縮を行った件数	80 (31.1%)	119 (43.2%)	145 (51.6%)

(注) 括弧内は各年度の届出受理件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の

事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。)に占める期間短縮を行った件数の割合である。

#### イ 的確な企業結合審査の実施

表6のとおり、公正取引委員会は、平成25年度から平成27年度の間、届出を受理した案件について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものであるか否かについての企業結合審査を行い、このうち13件については、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行うとともに、第三者からの意見書を受け付ける旨を明らかにした。これらの案件については、業界関係者や学識経験者からのほか、広く一般から寄せられた意見も踏まえながら審査しており、的確に企業結合審査を行ったといえる。

また、当該13件のうち、「ジンマーとバイオメットの統合」及び「王子ホールディングス株式会社による中越パルプ工業株式会社の株式取得」については、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した（このほか、平成24年度中に届出受理を行い、平成25年度に審査を終了した「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」についても、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した。）。これらの案件については、当事会社が問題解消措置を講じることによって、当該企業結合が行われても独占禁止法上の問題が生じないようにすることができたものと考えられる。当事会社側にも一部の取引分野に関して問題解消措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがあるところ、一部の取引分野に関しての問題解消措置を講じることによって、企業結合全体を断念することなく実施することができ、当事会社にとっても、有効な取組である。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した案件についての的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進しているものと評価できる。

#### ウ 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集

表7のとおり、公正取引委員会は、毎年、事例集を公表しているところ、平成25年度から平成27年度までの間において、掲載事例件数は10件又は11件と同数程度であるが、事例1件当たりの頁数は6.2頁、7.9頁、8.1頁と増加しており、また、平成26年度以降の事例集においては経済分析の過程や結果を記載するなど、より詳細な解説となっている。事例集の解説を充実させることは、事業者等にとって今後の企業結合の参

考となり、予見可能性を高めるために有効であるといえる。

また、表 8 のとおり、事例集に係る公正取引委員会のウェブサイトにおけるアクセス数は、平成25年度は約15,000件、平成26年度は約7,000件、平成27年度は約10,000件と、いずれも高い数値で推移しており、事例集が実際に広く利用されているものと考えられ、事例集を公表することは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。

平成25年度に比べて平成26年度及び平成27年度のアクセス件数が少ない正確な理由は不明であるが、平成25年度に公表した事例集（平成24年度事例集）には2次審査に移行した案件等企業結合を検討する者や実務家の注目を集めた事例が多かったことが要因として考えられる。そのため、引き続き、事業者等の関心の高い事例を掲載するなど、掲載内容の充実に努める必要がある。

## エ 消費者利益の保護

表 9 のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度の企業結合審査によって、それぞれ約 456 億円（平成 25 年度）、約 2 億円（平成 26 年度）、約 63 億円（平成 27 年度）の消費者利益が保護されたと評価できる。

なお、平成26年度の消費者利益は、他年度と比べて少額となっているが、これは、「ジンマーとバイオメットの統合」において、問題解消措置の対象となった人工膝関節等の製造販売の市場規模が、他の案件と比べて小さいものであったためである。

企業結合審査によって保護される消費者利益の額は個々の企業結合計画の内容に左右されるものではあるが、競争を制限することとなる企業結合によって消費者に不利益を与えることのないよう、的確な企業結合審査を行う必要がある。

## オ 企業結合審査の結果の公表

公正取引委員会は、事例集のほかに個別の案件の審査結果についても公表しているところ、平成25年度ないし平成27年度に公表した個別の案件のアクセス数は、表12のとおり、掲載から平成28年3月までの合計で約38,000件となっている。

なお、平成26年度の公表案件は、1件（ジンマーとバイオメットの統合計画に関する審査結果について）であるところ、当該案件は、年度末である平成27年3月25日に公表したことから、平成27年度のアクセス件数は平成26年度を上回っている状況となっている。

表12 各年度の公表案件へのアクセス件数

	アクセス件数			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
平成25年度の公表案件	12,699	4,286	3,729	20,714
平成26年度の公表案件	—	1,748	5,967	7,715
平成27年度の公表案件	—	—	9,413	9,413
合計	12,699	6,034	19,109	37,842

このように、企業結合審査の結果を公表することにより、法的措置が採られなかった案件についても、独占禁止法の執行の状況が明らかになり、また、企業結合を計画している事業者は、個別の案件の審査結果を参考としながら、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止することができるものと考えられる。

公表内容についても、企業結合審査の経緯及びその審査結果について詳細に公表することによって、企業結合審査における独占禁止法の考え方及び企業結合審査の流れが明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったものと評価できる。特に企業結合審査の経緯の公表については、平成23年度の企業結合規制の見直しの内容の一つである届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実に関する具体的な取組が明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったと評価できる。

### (3) 効率性

前記5(1)のとおり、平成25年度から平成27年度までにおける届出書についての法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内（第1次審査においては「届出の受理後30日以内」、第2次審査においては「全ての報告等の受理後90日以内」）に全ての案件が処理されており、目標値を100%達成したことで、企業結合審査が効率的に行われたものと評価できる。

また、法学的・経済学的な観点からの分析や評価が必要な案件については、法律・経済に関する専門的知識を活用しながら企業結合審査を行っている。海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用した知見の共有のほか国内外の市場に影響を与えるような国際的な企業結合案件については、当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について個別に情報交換を行っているところ、このような専門的知識や情報は企業結合審査に活用されており、効率性の観点からも評価できる。

さらに、平成25年度から平成27年度までの3年間に企業結合審査に要した費用<sup>(注)</sup>は約12億円であるところ、前記(2)エのとおり、平成25年度から平成27年度の企業結合審査により保護された消費者利益は約521億円であり、この間に企業結合審査に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

(注) 各年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員の人件費及び企業結合業務に係る経費。

#### (4) 総合的評価

##### ア 目標の達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分  
相当程度進展あり

##### (イ) 判断根拠

企業結合計画の届出を受理した案件については、届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き、全ての案件について目標の処理期間内に処理を行っていることから、具体的な数値目標を達成している。

その他の指標をみると、「企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数」、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」及び「企業結合審査によって保護された消費者利益額」については、各年度間でばらつきがあるものの、おおむね高水準で推移しており、企業結合の迅速かつ的確な審査が、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。

##### イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったと評価できる。

なお、表11のとおり、禁止期間の短縮を行った件数の増加は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの表れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。また、今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。



## ウ 次期目標等への反映の方向性

### (7) 施策

引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

### (イ) 測定指標

本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととするが、事例集については、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなどの記載案件の選択も含め、社会のニーズに合った事例集となるよう、掲載内容の充実に努める。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 平成 26 年度の公表案件のアクセス数について、平成 26 年度よりも平成 27 年度が上回っているが、理由があれば説明を追記していただきたい。 (意見を踏まえ、実績評価書について所要の修正を行った。)</p>	若林委員
<p>○ 個別の企業結合審査結果の検証についても行っていく必要があるのではないか。 (企業結合審査の事後検証についてはこれまでも競争政策研究センターの共同研究等で行ってきており、今後も必要に応じて事後検証を検討していく旨回答した。)</p>	田中委員
<p>○ 迅速な企業結合審査の測定指標について、現在は法定の期限内に処理をした案件の割合で測定を行っているが、案件の平均処理期間も測定指標に加えてはどうか。 (必要な処理期間は案件の困難性によって異なるため、測定指標として設定するのは困難である旨回答した。)</p>	柿崎委員

# 平成28年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会28-②)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処				
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。				
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度要求額
	当初予算(a)	228,846	256,132	256,548	250,160
	補正予算(b)	0	-9,097	0	0
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	228,846	247,035		
	執行額(千円)	192,095	171,076		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説				

測定指標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
		2.1か月	2か月	2.1か月	1.9か月	1.7か月		
	年度ごとの目標値	原則2か月以内						
	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
23年度		24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり	
別紙2のとおり。								
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
(判断根拠)	<p>独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については, 平成25年度から平成27年度における事件処理において, それぞれ, 18件, 10件, 9件の法的措置を採ったところであるが, 平成23年度, 24年度は年間20件超の法的措置を採っていた(平成22年度は12件)ことと比較して件数自体が減少傾向にあることは否定できない。一方で, 国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に対応したこと, 法的措置ではないものの, 3年度にわたり, それぞれ, 1件, 1件, 6件の警告を行ったこと, 3年度で計2件の刑事告発を行ったこと, また, それぞれ, 2015億円, 1923億円及び571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから, 3年度を通してみれば, 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより, これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって, 本指標については, 相当程度進展があったものと評価できる。</p>

	<p>3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間については、平成25年度においては2.1か月ではあったものの、平成26年度においては1.9か月、平成27年度においては1.7か月と短縮しており、おおむね目標を達成しており、相当程度進展があったものと考えられる。</p> <p>また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況については、各年度においてそれぞれ1,366件、982件及び841件と減少傾向にあるものの依然として相応の注意件数を維持していることから、相当程度進展があったものと考えられる。</p> <p>以上のとおり、平成25年度から平成27年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処していることから、これらを排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>法的措置の件数それ自体は中期的に見て減少傾向にあるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置等を行ったことや、不当廉売事案について、その処理期間の短縮や同じく減少傾向にはあるものの相応の件数を維持していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。</p> <p>一方、法的措置の件数の減少については、法的措置を採った全事件の平均事件処理期間が長期化傾向にあり、特に、平成27年度においては約20か月と大幅に長期化したことが原因であると考えられる。処理期間の長期化の要因としては、平成27年の改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行したところ、今後、当委員会の立証手法が裁判所においてどのような評価を受けるのかが明らかでないことから、事件審査において、より慎重な立証を行わざるを得なかったということが挙げられる。今後、この点について、適切な立証水準の見極めを行い、より効率的に事件に対処する必要がある。</p> <p>また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化しているものの、処理期間が2か月を超えるものがあることから、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。</p> <p><b>【測定指標】</b> 引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとするが、以下の点については改善する必要がある。</p> <p>a 効率的な事件処理の推進 事件処理件数の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの、効果的・効率的な審査活動を志向することは重要であり、そのためには、独占禁止法違反事件の処理期間を短縮させる必要がある。 法的論点の複雑化や改正独占禁止法の施行により直接訴訟に移行したという状況の下、より適切な立証活動を行うことが可能になるよう、審査局内に訟務官を設置し、訴訟を見据えた審査実務の知見の蓄積を図るとともに、事件審査の初期段階から審査局における訟務官室の職員を担当者として指定し、直接訴訟制度の下の個別事件の立証手法について検討を行うとともに、立証活動全般についてのアドバイスを行うよう体制を整備したところである。これにより、より効率的な審査活動が可能になるものと考えられる。 このほか、今後、特定の分野、業種について、効率的に知見の蓄積を図ることで、より効率的な事件審査が可能になるよう対処することにより、引き続き、効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行う。</p> <p>b 不当廉売に対する迅速かつ的確な対処 平成25年度における7,243件の申告件数のうち5,966件(82.4%)、平成26年度においては6,886件のうち5,620件(81.6%)、平成27年度においては6,331件のうち5,210件(82.3%)が小売業に係る不当廉売事案に関する申告であり、申告件数に占める小売業に係る不当廉売事案の申告が80%を超えていることから、依然として、小売業に係る不当廉売事案の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められており、引き続き、迅速かつ的確に対処する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・直接訴訟が導入される前の平成26年度においても法的措置件数が減少しているが、何か理由があるのか。(柿崎委員) (実績評価書資料(p14)に記載した理由のほか、例えば、近年、デジタル・フォレンジック等の複雑な審査手法を要する案件が増加していることにより事件処理に期間を要するようになってきたこと等が理由として考えられる旨回答した。)</p> <p>・悪質な事案に対しては、刑事告発を積極的に行っていくべきである。(田中委員) (公正取引委員会では、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」に従い、刑事告発の是非を決めており、今後も国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案については積極的に刑事告発を行っていく方針である旨回答した。)</p> <p>・不当廉売事件の平均処理期間が短縮されている点については評価できるが、措置の内容等についての評価も行ってはどうか。(若林委員) (意見を踏まえ、今後どのような評価方法があり得るのか検討していきたい旨回答した。)</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成25年度から平成27年度)  (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>管理企画課</p>	<p>作成責任者名  (※記入は任意)</p>	<p>管理企画課長 片桐一幸</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年4月～7月</p>
--------------	--------------	-----------------------------	--------------------	-----------------	-------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定指標	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。
	① 申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告を除く。)[1,657件]	① 同左[1,644件]	① 同左[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]	
	② 事件処理件数(法的措置)[22件]	② 同左[20件]	② 同左[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]	
	③ 事件処理件数(警告)[2件]	③ 同左[6件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]	
	④ 事件処理件数(注意)(注2)[138件]	④ 同左[208件]	④ 同左[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]	
	⑤ 対象事業者数(法的措置)[303名]	⑤ 同左[126名]	⑤ 同左[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]	
	⑥ 対象事業者数(警告)[2名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]	
	⑦ 課徴金額[442億5784万円]	⑦ 同左[250億7644万円]	⑦ 同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	
	⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[277名]	⑧ 同左[113名]	⑧ 同左[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]	
	⑨ 一事業者当たりの課徴金額[1億5977万円]	⑨ 同左[2億2191万円]	⑨ 同左[1億6708万円]	⑨ 同左[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]	
	⑩ 刑事告発件数[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]	⑩ 同左[1件]	
	⑪ 課徴金減免申請件数[143件]	⑪ 同左[102件]	⑪ 同左[50件]	⑪ 同左[61件]	⑪ 同左[102件]	
	⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数[9件]	⑫ 同左[19件]	⑫ 同左[12件]	⑫ 同左[4件]	⑫ 同左[7件]	
	⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間一)](注3)	⑬ 同左[約14か月(同左一)]	⑬ 同左[約14か月(同左一)]	⑬ 同左[約15か月(同左一)]	⑬ 同左[約20か月(同左約3か月)]	
	⑭ 日刊新聞の報道量[22,256行](注4)	⑭ 同左[16,040行]	⑭ 同左[13,166行]	⑭ 同左[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]	
⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額(注5)[約2793億円]	⑮ 同左[約2364億円]	⑮ 同左[約2105億円]	⑮ 同左[約1923億円]	⑮ 同左[約571億円]		
年度ごとの目標値	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除する。					

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

(注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。

(注3) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。

(注4) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注5) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定指標	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況  以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。  小売業に係る不当廉売申告件数 ① 同左[8,173件] [7,102件]  小売業に係る不当廉売事件における注意件数 ② 同左[1,736件] (迅速処理によるもの)[1,772件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。  ① 同左[8,173件]  ② 同左[1,736件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。  ① 同左[5,966件]  ② 同左[1,366件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。  ① 同左[5,620件]  ② 同左[982件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。  ① 同左[5,210件]  ② 同左[841件]	
	年度ごとの目標値	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。				

## 1. 評価対象施策

### 独占禁止法違反行為に対する措置等

#### 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

#### 【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに，酒類，石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 25 年度～平成 27 年度）。

## 3. 評価の実施時期

平成 28 年 4 月～7 月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

- (1) 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況

公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

#### ア 申告件数

平成25年度から平成27年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数（小

売業に係る不当廉売申告を除く。)はそれぞれ表1のとおりである。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともに、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表1 申告件数の推移(小売業に係る不当廉売申告を除く。) (単位:件)

年度	25年度	26年度	27年度
申告件数	1,277 (▲22.3%)	1,266 (▲0.9%)	1,121 (▲11.5%)

(注) ( )内は対前年度増加率である。

### イ 事件処理の状況

(7) 平成25年度から平成27年度の事件処理の状況(不当廉売事案で迅速処理<sup>(注)</sup>により注意したものを除く。)は、表2のとおりである。

(注) 申告(独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告)のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。

表2 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件,名)

年度	25年度	26年度	27年度
事件処理件数	140 (▲46.6%)	117 (▲16.4%)	123 (5.1%)
法的措置	18 (▲10.0%)	10 (▲44.4%)	9 (▲10.0%)
警告	1 (▲83.3%)	1 (0.0%)	6 (500.0%)
注意	114 (▲45.2%)	102 (▲10.5%)	106 (3.9%)
打切り	7 (▲75.0%)	4 (▲42.9%)	2 (▲50.0%)
対象事業者等の数	211 (59.8%)	137 (▲35.1%)	45 (▲67.2%)
法的措置	210 (66.7%)	132 (▲37.1%)	39 (▲70.5%)
警告	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	6 (20.0%)

(注1) ( )内は対前年度増加率である。

(注2) 「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注3) 「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反する疑いがある場合等に行う措置をいう。

(注4) 「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。



(注5) 「打ち切り」とは、独占禁止法に違反する行為が認められない等により審査を打ち切ることをいう。

(イ) 平成25年度から平成27年度に処理した事件を行為類型別にみると、表3及び表4のとおりである。

表3 違反被疑行為類型別内訳（不当廉売事案で迅速処理により注意したものを除く。）（単位：件）

内容		25年度		26年度		27年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
私 的 独 占		0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	14	10.0%	26	22.2%	7	5.7%
	入札談合	2	1.4%	1	0.9%	4	3.3%
	受注調整	7	5.0%	2	1.7%	1	0.8%
	その他のカルテル（注2）	0	0.0%	0	0.0%	8	6.5%
	小 計	23	16.4%	29	24.8%	20	16.3%
不公正な取引方法（注3）		111	79.3%	83	70.9%	90	73.2%
そ の 他（注4）		6	4.3%	3	2.6%	13	10.6%
合 計		140	100%	117	100%	123	100%

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

(注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

表4 法的措置の違反行為類型別内訳（単位：件）

内容		25年度		26年度		27年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
私 的 独 占		0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	8	44.4%	5	50.0%	2	22.2%
	入札談合	2	11.1%	0	0.0%	4	44.4%
	受注調整	7	38.9%	2	20.0%	1	11.1%
	その他のカルテル（注2）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	17	94.4%	7	70.0%	7	77.8%
不公正な取引方法（注3）		1	5.6%	2	20.0%	0	0.0%
そ の 他（注4）		0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%
合 計		18	100%	10	100%	9	100%

- (注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。  
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
- (注2) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
- (注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
- (注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

また、各年度において法的措置を採った事件及び警告を行った事件の概要は次のとおりである。

a 平成25年度

自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件など価格カルテル事件8件、千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札談合事件2件、東京電力株式会社が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電工事の工事業者による受注調整事件など受注調整事件7件、スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件について法的措置を採ったほか、スキーリフト券に係る事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限事件について警告を行った。

b 平成26年度

福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件など価格カルテル事件5件、北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者による受注調整事件など受注調整事件2件、総合ディスカウントストア業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件、生コンクリート協同組合による取引妨害事件について法的措置を採ったほか、農業協同組合による価格カルテル事件について警告を行った。

c 平成27年度

アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの製造販売業者らによる価格カルテル事件2件、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件など入札談合事件4件、農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設工事等の施工業者による受注調整事件1件、水先人会によ

る構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件について2件の法的措置を採ったほか、私立小学校連合会による一定の取引分野における競争の実質的制限事件について4件、石油製品小売業者による不当廉売事件について2件の警告を行った。

なお、平成25年度に措置を採った自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件は課徴金額が約227億円と巨額であり、また、平成26年度に措置を採った福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件は約17年ぶりに支配型私的独占について法的措置を採ったものであった。

#### ウ 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は、表5のとおりである。

表5 課徴金額等の推移

年度	25年度	26年度	27年度
課徴金額(万円)	3,024,283	1,714,303	851,076
対象事業者数(名)	181	128	31
一事業者当たりの課徴金額(万円)	16,708	13,392	27,454

(注) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命じる審決に係るものを含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

#### エ 刑事告発の状況

公正取引委員会は、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成25年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、平成26年3月4日、冷暖房設備工事の請負等の事業を営む法人8社及び当該8社の工事の請負等に関する業務に従事していた者8名を、検事総長に告発した。

東京地方検察庁は平成26年3月4日に起訴し、同年9月30日、10月2日(2社2名)、3日、6日並びに11月12日、13日及び14日、東京地方裁判所において、被告会社に対し、1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告会社の工事の請負等に関する業務に従事していた者に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)の有罪判決が出された。

また、平成27年度においては、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について、平成28年

2月29日、道路工事の請負等の事業を営む法人10社及び当該10社の舗装工事の受注等に関する業務に従事していた者11名を、検事総長に告発した。  
東京地方検察庁は平成28年2月29日に起訴した。

表6 刑事告発件数 (単位:件,名)

年度	25年度	26年度	27年度
告発件数	1	0	1
対象事業者数	8 (16)	0 (0)	10 (21)

(注) 対象事業者数欄の( )内は個人を含めた対象者数である。

#### オ 課徴金減免申請の状況

平成25年度から平成27年度における課徴金減免申請の件数は表7のとおりであり、また、平成25年度に法的措置を採った入札談合、価格カルテル等17件のうち、12件について、平成26年度においては7件のうち4件について、また、平成27年度においては7件のうち全てについて、当該制度が適用されたことが公表されている。

表7 課徴金減免申請件数等の推移 (単位:件,名)

年度	25年度	26年度	27年度
申請件数	50	61	102
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	17	7	7
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	12	4	7
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	33	10	19

#### カ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

平成25年度から平成27年度において法的措置を採った全事件の平均事件処理期間は表8のとおりである。

なお、平成27年度においては、平成27年4月に施行された独占禁止法改正法により意見聴取手続の制度が導入されたところ、7件について意見聴取手続を行い、当該7件について意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間は約3か月であった。

表8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

年度	25年度	26年度	27年度
平均事件処理期間	約14か月	約15か月	約20か月

## キ 日刊新聞の報道量

平成 25 年度から平成 27 年度に措置を採り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量は、表 9 のとおりである。

表 9 日刊新聞の報道量 (単位:行)

	25 年度		26 年度		27 年度	
	日刊新聞 の報道量	公表 1 件 当たりの 平均報道 量	日刊新聞 の報道量	公表 1 件 当たりの 平均報道 量	日刊新聞 の報道量	公表 1 件 当たりの 平均報道 量
告発	4,016	4,016	—	—	1,546	1,546
法的措置	8,911	1,114	4,427	553	2,684	537
警告	239	239	1,078	1,078	2,220	1,110
注意	—	—	—	—	—	—
打切り	—	—	—	—	—	—
合計	13,166	1,316	5,505	612	6,450	806

(注 1) 公正取引委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。

(注 2) 新聞の 1 段は約 70 行である。

(注 3) 「公表 1 件当たりの平均報道量」とは、公正取引委員会が公表した法的措置等に係る日刊新聞の報道量を公表回数で除したものである。

(注 4) 表中の「—」は、公正取引委員会が把握しているものの中に該当する報道が含まれていないことを示す。

## ク 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 25 年度から平成 27 年度までにカルテル・入札談合・受注調整等に対して法的措置を採った各事件の市場規模はそれぞれ年間約 4200 億円、約 3900 億円及び約 1100 億円となっているところ、これらについて、法的措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における製品又は役務について 10%の価格引上げが 5 年間継続して行われることとなったと仮定すると、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、少なくとも、平成 25 年においては約 2105 億円、平成 26 年度においては約 1923 億円、平成 27 年度においては約 571 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定<sup>(注)</sup>できる。

なお、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対し厳正に対処したことにより、排除措置命令等の対象となった事業者以外にも、カルテル・入札談合等を行わないようコンプライアンス意識を高めた事例が存在すると考えられることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなも

のであると考えられる。

(注) 公正取引委員会では、平成 18 年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来 5 年間にわたって割引現在価値（割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用）に換算後、それぞれに 10% を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

消費者利益を推定するに当たっては、厚生損失（デッドウェイトロス（死荷重損失）ともいう。消費者が、カルテル等による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるといった損失のこと。）を消費者利益とする考え方もあるが、本推定においては、消費者から企業が得た不当な利得を消費者利益としている。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表 10 法的措置によって保護された消費者利益額（推定）の推移（単位：億円、件）

年度	25 年度	26 年度	27 年度
保護された消費者利益（推定）	約 2,015	約 1,923	約 571
測定対象とした法的措置件数	17	8	9

#### ケ 入札談合等関与行為防止法の適用状況

公正取引委員会は、入札談合事件について調査した結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときは、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。平成 25 年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、鉄道・運輸機構の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから、鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置要求を行った。当該改善措置要求を受けて調査を実施した鉄道・運輸機構は、平成 26 年 9 月 26 日に調査報告及び改善措置（「北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等に関する調査報告書」）を取りまとめ、これを公正取引委員会に報告している。

さらに、鉄道・運輸機構は、当該調査の結果に基づき、関係職員の懲戒処分等を行っている（平成 26 年 9 月 26 日公表）。

#### (2) 酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間

不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品（以下「3 品目」という。）の小売業における事案の処理においては、申告のあった事案に関し

て全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、3品目に係る不当廉売事案について、平成25年度から平成27年度における平均処理期間は、表11のとおりであった。

表11 3品目の小売業における不当廉売事件の処理状況

年度	25年度	26年度	27年度
平均処理期間	2.1か月	1.9か月	1.7か月
2か月以内に処理した案件の割合	71.7%	83.1%	89.5%

(3) 酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況

平成25年度から平成27年度における酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売申告件数は、表12-1のとおりであった。

また、平成25年度から平成27年度における小売業に係る不当廉売事案の迅速処理による注意件数については、表12-2のとおりであった。

表12-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事案の迅速処理(注意)の状況 (単位:件)

年度	25年度	26年度	27年度
小売業に係る不当廉売申告件数	5,966 (▲27.0%)	5,620 (▲5.8%)	5,210 (▲7.3%)
不当廉売事案における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,366 (▲21.3%)	982 (▲28.1%)	841 (▲14.4%)

(注1) ( )内は対前年度増加率である。

(注2) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表12-2 小売業に係る不当廉売事案の迅速処理(注意)の内訳 (単位:件)

年度	酒類	石油製品	家電用 電気製品	その他	合計
25年度	847	452	29	38	1,366
26年度	635	326	3	18	982
27年度	490	341	3	7	841

## 6. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を維持・促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするため、私的独占、不当な取引制限(カルテル・入札談合・

受注調整), 不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用は必要不可欠である。

#### イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

酒類, 石油製品, 家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については, 複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって, 周辺の小売業者の事業に悪影響が及び, 公正かつ自由な競争を阻害する可能性があることから, その前に迅速な処理を行う必要がある。また, 大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては, 当該廉売を排除し, 公正かつ自由な競争を維持・促進するため, 周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い, 問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 独占禁止法違反事件の処理

##### (7) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件への対処として, 公正取引委員会は, 独占禁止法違反行為が認められた場合には法的措置を, 違反行為の疑いがある場合等には警告を, また, 違反につながるおそれがある行為がみられた場合には注意を行っている。法的措置は, 当該違反行為の破棄及び再発防止のための措置を命じるものであり, 直接, 公正かつ自由な競争を促進させるものである。一方, 警告は関係事業者等に対し, その行為を取りやめること等を文書で指導し, 公表を行うものであり, また, 注意については, 違反行為を未然に防ぐため, 事業者に対し独占禁止法の趣旨を説明し, 理解させた上で行っているものであることから, 警告又は注意であっても, 公正かつ自由な競争の維持・促進に効果的であるといえる。

平成25年度ないし平成27年度における事件処理の状況は, 表2のとおり, 法的措置は18件, 10件, 9件, 警告が1件, 1件, 6件, 注意が114件, 102件, 106件となっている。ここで, 法的措置の件数が減少傾向にあるが, その要因としては, 平均事件処理期間の長期化があると考えられる。特に平成27年度において平均事件処理期間が長期化しているところ, この要因としては平成27年改正独占禁止法施行により, 審判制度が廃止され, 直接訴訟制度に移行したことにより, 立証方法についてより慎重になったということ, また, 処分前手続についてより充実化する観点から, 従来の事前通知に代わり意見聴取手続が導入されたことにより, 処分前手続に相応の期間を要するようになったことが挙げられる。

また, 法的措置件数の内訳を見ると, 表4のとおり, いずれの年度も,



価格カルテルや受注調整等の案件が半数以上を占めているものの、平成26年度には約17年ぶりとなる支配型私的独占事件を1件、平成27年度には事業者団体による構成員の機能活動の制限等の事件を2件と、多様な事件審査を行っている。このような多様な事件の処理は、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点からも有効である。

#### (イ) 課徴金納付命令の状況

平成25年度から平成27年度における課徴金納付命令の状況は、表5のとおりである。違反事業者等に対し相応の金銭的不利益を課すことは、カルテル等の違反行為の未然防止に有効であるところ、課徴金額は、平成20年度以降平成24年度まで200億円を超えて推移しており、平成25年度においては302億4283万円、平成26年度においては171億4303万円、平成27年度においては85億1076万円と減少傾向にある。

平成26年度、平成27年度と課徴金が減少している理由としては、課徴金の対象となる法的措置の件数が減少したこと、並びに、課徴金は対象商品若しくは役務の売上高又は購入額に事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を乗じて算出するところ、1事件当たりの市場規模が小さかったことが原因と考えられる。

他方で、平成26年度においては、段ボールシート又は段ボールケースの価格カルテル事件、平成27年度においては情報通信機器、家電製品等の多種多様な製品に使用されているコンデンサのカルテル事件といった国民生活に密接に関連した事件に積極的に取り組んでいる。

#### (ウ) 刑事告発の状況

公正取引委員会が積極的に刑事告発を行うことは、事業者への警鐘にもなることから、独占禁止法違反行為の未然防止につながり、公正かつ自由な競争を促進する上で有効といえるところ、前記5(1)エのとおり、平成25年度には、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合について、平成27年度には、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合について、刑事告発を行っている。いずれの事件も全国的に事業を行っている事業者の行為であり、公共性の高い社会的インフラ整備に係る事件であるなど、国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案であった。

#### (イ) まとめ

平成25年度ないし平成27年度において、上記(ア)ないし(ウ)のとおり、限られた人員の中で国民生活に密接な関連を有する分野の事件や消費者に身近な商品の事件等について法的措置等を行い、当該内容について公

表した結果、表9のとおり、日刊新聞の報道量及び公表1件当たりの平均報道量は、平成25年度においては13,166行及び1,316行、平成26年度においては5,505行及び612行、平成27年度においては6,450行及び806行であった。

公表1件当たりの平均報道量をみると、平成25年度は、1件当たり1,300行以上と報道量が多くなっているが、平成26年度及び平成27年度はその半数程度となっている。これは、平成25年度の告発において、いわゆる官製談合を認定し、社会の注目を集めたことが要因の一つと考えられる。

このように、平成25年度から平成27年度にかけて、全体の報道量及び公表1件当たりの平均報道量はともに減少傾向にあるものの、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することは、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知されることによって、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

また、違反行為が排除されたことによって、違反行為が継続されていたれば消費者が価格引上げ等によって失っていたであろう利益が保護されたと考えられるところ、表10のとおり、平成25年度から平成27年度において、少なくとも約2105億円、約1923億円及び約571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。

以上を踏まえれば、平成25年度から平成27年度にかけて、本件取組については、社会的ニーズに対応しつつ、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に実施されており、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

ただし、特に平成26年度及び平成27年度は法的措置件数、課徴金額等がいずれも減少傾向にある点については、法的措置件数や課徴金額の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの、独占禁止法違反事件の処理に改善すべき点があることを示すものと考えられる。

#### イ 小売業における不当廉売事件の処理

前記6(1)イのとおり、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返す傾向があり、迅速な処理が中小事業者に対する不当廉売の悪影響の広がりを未然に防止し、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であるといえる。このため、3品目の小売業における不当廉売事案については、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は表11のとおり、平成25年度においては2.1か月、平成26年度においては1.9か月、平成27年度においては1.7か月であり、おおむね目標は達成されたと評価できる。

ただし、平成 25 年度においては、平均処理期間が 2 か月を超えたところ、その要因としては、大半の事案は 60 日以内で処理していたものの（最頻値は 56 日）、石油製品小売業の分野において、120 日を超える事案が 1,213 件中 95 件存在するなど、ごく一部において調査に時間を要することとなった事例があった結果、全体の平均処理期間が長くなったことが挙げられる。

処理期間が 2 か月を超えた事案について、調査に時間を要した要因としては、不当廉売の調査においては、通常、調査対象事業者から報告のあった調査票に基づき、事実関係を把握して処理を行っているところ、調査票の内容に疑義等がある場合には、当該事業者に対し、補充的にヒアリングを行うとともに、必要に応じて追加の報告を要請するなどしているため、調査が長期化したことが挙げられる。

また、小売業に係る不当廉売の注意件数が、表 12-2 のとおり、平成 25 年度は 1,366 件、平成 26 年度は 982 件、平成 27 年度は 841 件と期間中 38.4% 減少している点については、主要な端緒源である申告の件数が表 12-1 のとおり減少していることに主に起因するものであると考えられる。そして、申告件数の減少率（平成 25 年度 5,966 件→平成 27 年度 5,210 件 12.7%減。）よりも注意件数の減少率の方が高いことからすれば、申告が減少し不当廉売事件が潜在化しているというよりはむしろ、長年にわたる不当廉売事件への取組の結果、独占禁止法への理解が高まり、独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したものと推測される。

以上のことから、3 品目の小売業における不当廉売事件についての迅速な処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できるものの、処理期間が 2 か月を超える事案もあることから、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

### (3) 効率性

#### ア 独占禁止法違反事件の処理

##### (7) 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合・受注調整事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足掛かりとして違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。

平成 25 年度から平成 27 年度に法的措置を採ったカルテル・入札談合・受注調整事件に関し、当該制度が適用されているのは、それぞれ 17 件中 12 件、7 件中 4 件及び 7 件中全てであった。

##### (イ) 法的措置を採った全事件の平均処理期間

法的措置を採った全事件の平均処理期間については、平成 25 年度に実

施した政策評価書（平成 24 年度を対象として実施。同年度の平均処理期間は約 14 か月。）において、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮が必要であるとされているところ、平成 25 年度から平成 27 年度においては、表 8 のとおり、それぞれ約 14 か月、約 15 か月及び約 20 か月となっている。

平成 25 年度において平均処理期間が約 14 か月となっている要因としては、自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件（4 件の法的措置）のように、我が国最大の輸出品目である自動車の運送に係る事件であり、市場規模が大きく、国際的な広がりがあった事件に取り組んだ結果であると考えられる。

平成 26 年度において平均処理期間が約 15 か月となっている要因としては、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件（3 件の法的措置）について、当初、埼玉県、群馬県及び栃木県の地区における被疑事実について審査を行っていたところ、その後、地区に限定なくカルテルを行っているとの被疑事実が窺われたことから、審査の範囲が広がったこと、違反事業者数が延べ 125 社と多数に上ったことにより、事実解明に時間を要したものと考えられる。

平成 27 年度に事件審査の処理期間が長期化した要因としては、平成 27 年度から、改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行したことにより、立証方法についてより慎重になったということが挙げられる。公正取引委員会としても、立証の程度について、審判手続と訴訟手続とで異なることがあると考えているわけではないものの、独占禁止法固有の経験則やこれまでの判断の蓄積がある審判に対して、訴訟においては、そのような蓄積がないため、制度が始まった現段階においては、このような点を踏まえ、丁寧に個別の立証を行っていく必要のあるケースがあると考えている。また、当委員会における訴訟活動の経験は審判に比べると圧倒的に少ないため、現時点では独占禁止法固有の経験則が通じないとのリスクを考慮せざるを得ない状況にある。

また、平成 27 年度より、従来の処分前手続を充実させるために、事前通知に代えて意見聴取手続を導入したところ、平成 25 年度及び平成 26 年度に法的措置を採った事件並びに平成 27 年度において改正前の独占禁止法の手続に基づき法的措置を採った事件について、事前通知から法的措置までの平均期間は約 1.6 か月であったものが、意見聴取手続導入後に法的措置を採った事件について、意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間は約 3 か月となっている。

以上の要因により、各事件の処理に要する期間が想定以上にかかったことにより、全体の処理期間が延びたものと考えられる。

(ウ) 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 25 年度から平成 27 年度における全ての措置（警告等を含む。）に要した費用<sup>(注)</sup>はそれぞれ約 42 億円、46 億円及び 46 億円であるところ、前記 5 (1) クのとおり法的措置によって保護されたと推定される消費者利益は、約 2015 億円、約 1923 億円及び約 571 億円であり、事件処理に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

(注) 平成 25 年度から平成 27 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む。）の人件費及び審査業務に係る経費。

(イ) 前記 (ア) ないし (ウ) の状況から、本件取組については、一定の効率性が認められると評価できるが、法的措置を採った事件の処理期間については、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮が必要である。

イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

小売業に係る不当廉売について、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、平均処理期間が平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 2.1 か月、1.9 か月、1.7 か月と短縮されている傾向にあることから、本件取組については効率的に行われたと評価できる。

ただし、平成 25 年度においては、平均処理期間が 2 か月を超えたこと、また、平成 25 年度から平成 27 年度の各年度において、処理期間が 2 か月を超えた事案の割合が、それぞれ、約 18%、17%及び約 10%であり、当該割合は減少傾向にあるものの、より一層の効率化に努める余地がある。

(4) 総合評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(ア) 各行政機関の共通区分

相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合及び不公正な取引方法に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成 25 年度から平成 27 年度における事件処理において、それぞれ、18 件、10 件、9 件の法的措置を採ったところであるが、平成 23 年度、24 年度は年間 20 件超の法的措置を採っていた（平成 22 年度は 12 件）ことと比較して件数自体が減少傾向にあることは否定できない。一方で、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に対応したこ

と、法的措置ではないものの、3年度にわたり、それぞれ、1件、1件、6件の警告を行ったこと、3年度で計2件の刑事告発を行ったこと、また、それぞれ、約2105億円、約1923億円及び約571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。

3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間については、平成25年度においては2.1か月ではあったものの、平成26年度においては1.9か月、平成27年度においては1.7か月と短縮しており、おおむね目標を達成しており、相当程度進展があったものと考えられる。

また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況については、各年度においてそれぞれ1,366件、982件及び841件と減少傾向にあるものの依然として相応の注意件数を維持していることから、相当程度進展があったものと考えられる。

以上のとおり、平成25年度から平成27年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処していることから、これらを排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。

## イ 施策の分析

前記のとおり、法的措置の件数それ自体は中期的に見て減少傾向にあるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置等を行ったことや、不当廉売事案について、その処理期間の短縮や同じく減少傾向にはあるものの相応の件数を維持していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。

一方、法的措置の件数の減少については、法的措置を採った全事件の平均事件処理期間が長期化傾向にあり、特に、平成27年度においては約20か月と大幅に長期化したことが原因であると考えられる。処理期間の長期化の要因としては、平成27年の改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行したところ、今後、当委員会の立証手法が裁判所においてどのような評価を受けるのかが明らかでないことから、事件審査において、

より慎重な立証を行わざるを得なかったということが挙げられる。今後、この点について、適切な立証水準の見極めを行い、より効率的に事件に対処する必要がある。

また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化しているものの、処理期間が2か月を超えるものがあることから、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

## ウ 次期目標等への反映の方向性

### (7) 施策

引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

### (1) 測定指標

引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとするが、以下の点については改善する必要がある。

#### a 効率的な事件処理の推進

事件処理件数の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの、効果的・効率的な審査活動を志向することは重要であり、そのためには、独占禁止法違反事件の処理期間を短縮させる必要がある。

前記のとおり、法的論点の複雑化や改正独占禁止法の施行により直接訴訟に移行したという状況の下、より適切な立証活動を行うことが可能になるよう、審査局内に訟務官を設置し、訴訟を見据えた審査実務の知見の蓄積を図るとともに、事件審査の初期段階から審査局における訟務官室の職員を担当者として指定し、直接訴訟制度の下での個別事件の立証手法について検討を行うとともに、立証活動全般についてのアドバイスをを行うよう体制を整備したところである。これにより、より効率的な審査活動が可能になるものと考えられる。

このほか、今後、特定の分野、業種について、効率的に知見の蓄積を図ることで、より効率的な事件審査が可能になるよう対処することにより、引き続き、効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行う。

#### b 不当廉売に対する迅速かつ的確な対処

平成25年度における7,243件の申告件数のうち5,966件(82.4%)、平成26年度においては6,886件のうち5,620件(81.6%)、平成27年

度においては6,331件のうち5,210件(82.3%)が小売業に係る不当廉売事案に関する申告であり、申告件数に占める小売業に係る不当廉売事案の申告が80%を超えていることから、依然として、小売業に係る不当廉売事案の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められており、引き続き、迅速かつ的確に対処する。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 直接訴訟が導入される前の平成 26 年度においても法的措置件数が減少しているが、何か理由があるのか。          (実績評価書資料 (p14) に記載した理由のほか、例えば、近年、デジタル・フォレンジック等の複雑な審査手法を要する案件が増加していることにより事件処理に期間を要するようになってきたこと等が理由として考えられる旨回答した。)</p>	<p>柿崎委員</p>
<p>○ 悪質な事案に対しては、刑事告発を積極的に行っていくべきである。          (公正取引委員会では、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」に従い、刑事告発の是非を決めており、今後も国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案については積極的に刑事告発を行っていく方針である旨回答した。)</p>	<p>田中委員</p>
<p>○ 不当廉売事件の平均処理期間が短縮されている点については評価できるが、措置の内容等についての評価も行ってはどうか。          (意見を踏まえ、今後どのような評価方法があり得るのか検討していきたい旨回答した。)</p>	<p>若林委員</p>



# 平成28年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会28-③)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法的確な運用					
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	138,206	136,608	137,772	216,777
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	138,206	136,608		
執行額(千円)	103,292	101,623				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成28年 6月 2日 経済財政運営と改革の基本方針2016 日本再興戦略2016 ニッポン一億総活躍プラン 平成23年10月21日 円高への総合的対策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～(閣議決定) 平成22年 6月18日 中小企業憲章(閣議決定)					

測定指標	勧告事件の処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	進展が大きい
		38.9%	56.3%	40.0%	28.6%	50.0%		
	年度ごとの目標値	10か月以内						
	指導事件の処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
		97.2%	98.5%	98.7%	97.6%	96.9%		
	年度ごとの目標値	3か月以内						
	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度～27年度	相当程度進展あり	
	別紙2のとおり。							
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 「勧告事件の処理期間」については目標達成率が50%以下であり、進展が大きいもの、「指導事件の処理期間」については目標達成率が90%代後半の高い割合を維持しており、相当程度進展があったものと考えられる。 また、「下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況」及び「下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況」については、措置件数の増加や下請取引適正化推進講習会の開催などにより一定の効果を挙げており、取組が相当程度進展したと考えられる。
施策の分析	本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために、担当職員の調査能力の向上、効率的な業務遂行及び調査部門の体制の更なる強化を図ること並びに講習会テキスト等を周知することが課題として挙げられる。

<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するため、引き続き、書面調査等による情報収集、下請法違反行為に対する迅速かつ確な措置、下請法に係る講習会などによる下請法の普及・啓発を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、以下の点について改善する必要がある。</p> <p>a 勧告事件の処理期間 下請法は、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるにもかかわらず、平成25年度の勧告事件10件中6件、平成26年度の勧告事件7件中5件、平成27年度の勧告事件4件中2件が目標処理期間の10か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。</p> <p>① 調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、担当職員のレベル(初任者・中級者)に応じたきめ細かな研修の実施や下請法違反事件処理マニュアルに最新の実務や法解釈を盛り込むなどの改定を行うとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、他の事件処理に応用可能なところを重点的に情報共有する。</p> <p>② 調査手法の見直し等により、効率的な業務遂行を図る。</p> <p>③ 重大事案に対し、精密な調査を迅速かつ効果的に実施するため上席下請取引検査官を増設するとともに、10名程度の増員を行い、調査部門の体制の更なる強化を図る。</p> <p>b 下請取引適正化推進講習会 下請取引適正化推進講習会は、下請法の普及・啓発に一定の成果を上げたことと評価できることから、引き続き、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促すことにより、講習会の効果の最大化を図ることとする。 また、講習会や相談対応の電話等において、講習会テキストを社内研修等に活用できる旨周知するなど、下請法の普及・啓発を推進することとする。</p>
-------------	----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・測定指標のうち、勧告事件の処理期間の目標値は10か月としているが、達成率が50%を切っていることから、目標設定を見直す必要があるのではないかと。(若林委員) (目標が達成されなかった案件についても、業務改善を行うことで達成し得たものもあると考えられることから、過大な設定とまではいえないと考えている旨回答した。)</p> <p>・勧告事件の処理期間について案件によってばらつきがあるが、人員の配置上の問題はないのか。(柿崎委員) (人員の配置についても今後改善を図っていきたい旨回答した。)</p> <p>・実績評価書資料p3の表4のタイトルをもっと分かりやすいものにすべき。(小西委員) (意見を踏まえて、タイトルを「下請法違反事件の新規着手件数(端緒の種類別)」に修正を行った。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①平成26年度年次報告 ・第2部第9章第2の1(第1表)、同2(第1図、第2表)、同4(第4表)</p> <p>②「平成25年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成26年6月4日</p> <p>③「平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成27年6月3日</p> <p>④「平成27年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成28年6月1日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>企業取引課 下請取引調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>企業取引課長 鎌田 明 下請取引調査室長 小菅 英夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年4月～7月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------------------	-----------------	-------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定指標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	
	① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数: 38,503名, 下請事業者数: 212,659名](注1・2)	① 同左 [親事業者数: 38,781名, 下請事業者数: 214,042名]	① 同左 [親事業者数: 38,974名, 下請事業者数: 214,044名]	① 同左 [親事業者数: 38,982名, 下請事業者数: 213,690名]	① 同左 [親事業者数: 39,101名, 下請事業者数: 214,000名]	
	② 違反事件の処理事件数(勧告) [18件]	② 同左[16件]	② 同左[10件]	② 同左[7件]	② 同左[4件]	
	③ 違反事件の処理事件数(指導) [4,326件]	③ 同左[4,550件]	③ 同左[4,949件]	③ 同左[5,461件]	③ 同左[5,980件]	
	④ 措置によって直接保護された下請事業者の利益[32億2203万円](注3)	④ 同左[57億94万円]	④ 同左[6億7087万円]	④ 同左[8億7120万円]	④ 同左[13億2622万円]	
年度ごとの目標値	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して迅速かつ的確に対処する。					

- (注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
- (注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。
- (注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

		施策の進捗状況(実績)				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定指標	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	
	① 下請取引適正化推進講習会の開催数[33回]	① 同左[30回]	① 同左[34回]	① 同左[30回]	① 同左[33回]	
	② 下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,412人]	② 同左[3,845人]	② 同左[4,454人]	② 同左[3,927人]	② 同左[4,881人]	
	③ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[91.4%](注1)	③ 同左[92.2%]	③ 同左[90.8%]	③ 同左[91.2%]	③ 同左[92.6%]	
	④ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[94.3%](注1)	④ 同左[94.8%]	④ 同左[93.3%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[94.0%]	
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス件数[172,623件]	⑤ 同左[326,659件]	⑤ 同左[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]	⑤ 同左[180,715件]	
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス件数[79,668件]	⑥ 同左[82,258件]	⑥ 同左[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]	⑥ 同左[36,760件]	
	⑦ 勧告事件の日刊報道量[1,892行](注2)	⑦ 同左[5,872行]	⑦ 同左[1,058行]	⑦ 同左[1,443行]	⑦ 同左[485行]	
	⑧ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス件数[一件](注3)	⑧ 同左[一件]	⑧ 同左[109,033件]	⑧ 同左[124,218件]	⑧ 同左[94,346件]	
年度ごとの目標値	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。					

(注1) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注3) 当該年度を含めた過去2年間の勧告事件について、当該年度におけるアクセス件数を集計したもの。平成23年度及び平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

## 1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等  
下請法の的確な運用

### 【具体的内容】

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置〔下請法第7条に基づく勧告〕又は指導）を講ずる。

下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する（平成25年度～平成27年度）。

## 3. 評価の実施時期

平成28年4月～7月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

- (1) 下請法違反事件の処理期間  
平成25年度ないし平成27年度における勧告事件及び指導事件の処理期間は、表1及び表2のとおりである。

表 1 勧告事件における調査開始後10か月内の処理の割合及び処理期間

	25年度	26年度	27年度
勧告件数	10件	7件	4件
うち10か月以内の 処理件数	4件	2件	2件
10か月以内の処理 件数の比率	40.0%	28.6%	50.0%
勧告事件平均処理日数	360日	413日	258日

表 2 指導事件における調査開始後3か月以内の処理の割合

25年度	26年度	27年度
98.7%	97.6%	96.9%

(2) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況

ア 下請取引に係る書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、公正取引委員会では、以前から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施して、違反行為の発見に努めている<sup>(注)</sup>。平成25年度ないし平成27年度における書面調査の実施状況は、表3のとおりである。

(注) 親事業者向けの書面調査は、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごとに下請取引を行っていると思われる事業者を抽出して実施。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提出された下請事業者名簿から抽出して実施。

表 3 書面調査の実施状況 (単位：名)

	調査対象親事業者数	調査対象下請事業者数
25年度	38,974 (0.5%)	214,044 (0.0%)
26年度	38,982 (0.0%)	213,690 (▲0.2%)
27年度	39,101 (0.3%)	214,000 (0.1%)

(注) 括弧内は、対前年度増加率である。

イ 下請法違反事件の処理状況

(7) 新規着手件数

平成25年度ないし平成27年度における新規着手件数及び端緒情報の内訳は、表4のとおりである。

表4 下請法違反事件の新規着手件数（端緒の種類別）（単位：件）

	端緒の種類			合計
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	
25年度	5,418 (98.9%)	59	1	5,478
26年度	5,723 (98.6%)	83	1	5,807
27年度	6,210 (98.5%)	95	0	6,305

（注） 括弧内は、合計に対する書面調査の割合である。

（イ） 処理件数

平成25年度ないし平成27年度における下請法違反被疑事件の処理件数は、表5のとおりである。

表5 下請法違反事件の処理件数（単位：件）

	処理件数				
	措置		小計	不問	合計
	勧告	指導			
25年度	10	4,949	4,959	466	5,425 (11.1%)
26年度	7	5,461	5,468	376	5,844 (7.7%)
27年度	4	5,980	5,984	287	6,271 (7.3%)

（注） 括弧内は、対前年度増加率である。

ウ 措置によって直接保護された下請事業者の利益

平成25年度ないし平成27年度において、公正取引委員会の措置によって原状回復された下請事業者の利益は、表6のとおり、平成25年度は総額6億7087万円相当、平成26年度は総額8億7120万円相当、平成27年度は総額13億2622万円相当であった。

表6 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

(単位：名，万円)

		25年度	26年度	27年度
下請代金の減額	減額分の返還を行った親事業者数	127	108	93
	減額分の返還を受けた下請事業者数	3,777	2,253	4,405
	減額分の返還の年度総額	54,558	40,499	77,050
下請代金の支払遅延	遅延利息の支払を行った親事業者数	110	91	124
	遅延利息の支払を受けた下請事業者数	1,765	1,783	2,857
	遅延利息の支払の年度総額	11,107	6,299	32,691
返品	商品の引取りを行った親事業者数	1	3	7
	商品の引取りを受けた下請事業者数	2	65	161
	親事業者が引取りを行った商品の年度総額	21	22,830	17,896
不当な経済上の利益提供要請	利益提供分の返還を行った親事業者数	6	2	4
	利益提供分の返還を受けた下請事業者数	60	7	123
	利益提供分の返還の年度総額	1,399	65	3,078
不当な給付内容の変更及びやり直し	不利益相当分の返還を行った親事業者数	-	-	2
	不利益相当分の返還を受けた下請事業者数	-	-	4
	不利益相当分の返還の年度総額	-	-	1,706
受領拒否	商品を受領することとした親事業者数	-	1	1
	商品の受領が行われることとなった下請事業者数	-	16	4
	親事業者が受領することとした商品の年度総額	-	16,725	71
割引困難な手形の交付	金利負担額を支払った親事業者数	-	1	1
	金利負担額を受けた下請事業者数	-	1	4
	親事業者が支払った金利負担額の年度総額	-	41	44
買ったたき	差額分の返還を行った親事業者数	-	1	2
	差額分の返還を受けた下請事業者数	-	2	2
	差額分の返還の年度総額	-	657	38
購入・利用強制	購入等強制相当額の返還を行った親事業者数	-	-	1
	購入等強制相当額の返還を受けた下請事業者数	-	-	199
	購入等強制相当額の返還の年度総額	-	-	25
有償支給原材料等の対価の早期決済	負担分の返還を行った親事業者数	-	2	1
	負担分の返還を受けた下請事業者数	-	15	1
	負担分の返還の年度総額	-	0	18
合計	親事業者数	244	209	236
	下請事業者数	5,604	4,142	7,760
	原状回復額	67,087	87,120	132,622



- (3) 下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況  
 下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、下請取引適正化のための普及・啓発を行っている。

ア 下請取引適正化推進講習会の開催

毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化推進講習会を開催するなど、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っている。

下請取引適正化推進講習会については、下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法の趣旨・内容を周知徹底することを目的として、中小企業庁と共同して全都道府県で開催している。

平成 25 年度ないし平成 27 年度において、公正取引委員会が開催した下請取引適正化推進講習会の状況は、表 7 のとおりである。

表 7 下請取引適正化推進講習会の開催状況（公正取引委員会主催分）

（単位：回，名）

	25 年度	26 年度	27 年度
開催回数	34	30	33
募集定員	5,350	4,640	5,210
参加者数	4,454	3,927	4,881
参加率	83.3%	84.6%	93.7%

また、下請取引適正化推進講習会の参加者に対しアンケート調査を実施したところ、講習会前の下請法の内容（下請法の適用範囲及び親事業者の義務並びに親事業者の禁止行為）の理解度は表 8 のとおりであり、講習会後の下請法の内容の理解度は表 9 のとおりである。

表 8 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果

（講習会前における下請法の理解度）

		十分に 知っている	ほぼ 知っている	ほとんど 知らない	全く 知らない
25 年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	6.2%	60.4%	28.2%	5.2%
	親事業者の禁止行為	7.4%	60.4%	27.1%	5.1%
26 年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	13.1%	64.1%	17.7%	5.1%
	親事業者の禁止行為	14.3%	62.8%	18.2%	4.7%

27年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	11.1%	64.5%	18.5%	5.9%
	親事業者の禁止行為	12.3%	63.0%	19.1%	5.6%

表9 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果  
(講習会後における下請法の理解度)

		よく分かった	概ね分かった	あまり分からなかった	全然分からなかった
25年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	23.7%	67.1%	8.6%	0.5%
	親事業者の禁止行為	28.2%	65.1%	6.2%	0.5%
26年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	28.2%	63.0%	8.1%	0.7%
	親事業者の禁止行為	30.5%	63.4%	5.6%	0.4%
27年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	27.2%	65.4%	7.0%	0.3%
	親事業者の禁止行為	30.6%	63.5%	5.6%	0.4%

#### イ 下請法に関する情報提供

##### (7) パンフレット等の作成・配布等

公正取引委員会は、下請法の理解を深めてもらうために下請法のパンフレット（以下「パンフレット」という。）や下請取引適正化推進講習会テキスト（以下「講習会テキスト」という。）を作成し、各講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示するなどして多くの事業者等が利用できるようにしているところ、当該パンフレット及び講習会テキストへのアクセス件数は表10のとおりである。

表10 パンフレット等へのアクセス件数 (単位: 件)

	パンフレット	講習会テキスト
25年度	59,279	34,569
26年度	130,531	28,981
27年度	180,715	36,760

(注) パンフレットのアクセス件数は下請法関係の全パンフレットのアクセス件数である。

##### (イ) 勧告事件の日刊報道量

勧告を行った事件については、平成15年改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実・勧告内容の概要等を公表している。

平成25年度ないし平成27年度においては、各年度の勧告事件（平成25年度10件、平成26年度7件、平成27年度4件）の全てが日刊新聞において報道されており、各年度報道量は表11のとおりである。

表11 日刊新聞報道量 (単位：行)

	25年度	26年度	27年度
日刊新聞報道量	1,058	1,443	485
公表1件当たりの平均報道量	106	206	121

(ウ) 勧告事件の公表

上記(イ)のとおり、平成25年度ないし平成27年度における勧告事件については、全て公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載したところ、当該資料へのアクセス件数は表12のとおりである。

表12 勧告事件に係る公表資料へのアクセス件数 (単位：件)

	25年度	26年度	27年度
アクセス件数	109,033	124,218	94,346

(注) 勧告事件のアクセス件数は当該年度を含めた過去2年間に掲載された勧告事件について、当該年度におけるアクセス件数を集計したものである。

## 6. 評価

(1) 必要性

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事件等について積極的に勧告して公表し、それ以外の事件については迅速に指導を行い、また、下請事業者が被った不利益について原状回復を図るなど、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、下請法の普及・啓発を行うことが必要である。

(2) 有効性

ア 下請法違反事件の処理期間

下請法違反事件に対する迅速な処理は、下請事業者が被っている不利益が早期に回復されることから、下請取引の公正化の推進及び下請事業者の利益の保護に有効であるところ、勧告事件については、表1のとおり、目標処理期間の10か月以内に処理した事件の割合は、平成25年度が40.0%（10件中4件）、平成26年度が28.6%（7件中2件）、平成27年度

が50.0%（4件中2件）となっており、直近5年間で平成26年度が最も低くなっている。一方、平成27年度は平成24年度に次いで、また、平成25年度は平成27年度に次いで高い割合となっており、目標を100%達成することはできなかったが、下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益の保護に向けて、一定の効果はあったといえる。

勧告事件の平均処理期間は、平成25年度が360日（前年度より32日増）、平成26年度が413日（前年度より53日増）、平成27年度が258日（前年度より155日減）となっており、事件処理に目標処理期間の10か月超を要した事件は平成25年度が10件中6件、平成26年度が7件中5件、平成27年度が4件中2件であった。目標処理期間を超えた理由としては、

- ① 親事業者が下請事業者に対して複数の違反行為を行っている事件について、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと
  - ② 卸・小売業者による事件について、取扱商品数が多い等の理由により、下請取引の範囲の画定に時間を要した案件があったこと
- 等が挙げられる。

勧告事件については、調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、担当職員に対する研修の実施や「下請法違反事件処理マニュアル」の整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、報告会を開催するなどにより情報の共有化を図ってきたところであるが、取組の成果が十分ではないことから、今後も引き続き、目標処理期間内に処理できるよう取組を強化する必要がある。

また、指導事件については、目標処理期間の3か月以内に処理を行った件数の割合が、平成25年度が全体の98.7%、平成26年度が全体の97.6%、平成27年度が全体の96.9%となっている。平成25年度以降で見ると下降傾向にあるものの90%台後半の高い割合を維持しており、おおむね目標が達成できているといえ、下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益の保護に有効であったと評価できる。

## イ 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況

### (7) 下請取引に係る書面調査の実施状況

表4のとおり、事件に着手する際の端緒情報の内訳は、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが、平成25年度は5,418件、平成26年度は5,723件、平成27年度は6,210件であり、いずれの年度も新規着手件数の98.5%以上となっている。

下請法違反が疑われる新規着手件数に対し、申告件数が非常に少ないことから、被害を受けた下請事業者は、取引への影響を憂慮し、

行政機関に相談することを躊躇する傾向があるといえ、書面調査による情報収集は、下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益の保護に有効であるといえる。

(イ) 下請法違反事件の処理状況

従来から下請法違反事件の積極的な処理に努めてきたところ、勧告件数及び指導件数（以下「措置件数」という。）は、平成 25 年度から平成 27 年度のいずれの年度も昭和 31 年の下請法施行以降最多を更新する件数であった。

措置件数の内訳をみると、勧告事件は平成 25 年度の 10 件から、平成 26 年度は 7 件、平成 27 年度は 4 件と減少しているが、指導事件は、平成 25 年度は 4,949 件、平成 26 年度は 5,461 件、平成 27 年度は 5,980 件と、毎年度 500 件以上増加している。公正取引委員会が違反行為に対して勧告を行うのは、違反の対象となった下請代金の額、対象となった下請事業者数などを総合的に判断して下請事業者の受けた不利益が重大と認められた場合等であるのに対し、指導した事案は発注書面の記載不備を始めとして、比較的軽微な違反行為が多く、迅速に指導することにより、下請事業者の不利益を回復することを目的としている。勧告件数が減少しているのは、結果的に、下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に結び付くような事案が見当たらなかったということであって、指導件数が従来に比べて増加していることも合わせて鑑みると、措置件数が過去最多を更新し続けていることは、それだけ下請事業者の不利益が回復されたことを意味している。

また、勧告においては、下請取引の改善や違反行為の再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができることとなっているところ、平成 25 年度から平成 27 年度に勧告した全 21 件については、「その他必要な措置」として、①今後同様の違反行為を行わない旨を取締役会の決議によって確認すること、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のために必要な措置を講ずること、③当該措置内容を下請事業者へ周知すること等を求めたところ、勧告対象となった全ての親事業者がこれらの措置を採っている。

これらのことから、平成 25 年度ないし平成 27 年度の事件処理の取組状況は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効であるといえる。

(ウ) 措置によって直接保護された下請事業者の利益

表 6 のとおり、平成 25 年度ないし平成 27 年度において、親事業者が講じた原状回復措置により保護された下請事業者の利益は、平成 25

年度は総額6億7087万円相当、平成26年度は総額8億7120万円相当、平成27年度は総額13億2622万円相当となっており、平成25年度から平成27年度にかけての措置件数の増加に伴い、原状回復された下請事業者の利益も増えている。公正取引委員会の下請法違反事件への対処により、多額の不利益が直接還元されており、下請事業者の利益が保護されたものと評価できる。

#### ウ 下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況

下請法の普及・啓発を図ることは、違反行為の未然防止につながり、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効であるところ、下請法の普及・啓発のための各取組についての有効性は、次の(7)及び(イ)のとおりである。

##### (7) 下請取引適正化推進講習会の開催

表8のとおり、下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結果をみると、講習会前に下請法の内容（下請法の適用範囲及び親事業者の義務並びに親事業者の禁止行為）について「十分に知っている」又は「ほぼ知っている」と回答した参加者の割合は、評価対象年度の平成25～27年度は66～77%であり、平成24年度の30%台と比較して、下請法の内容の普及は進んでいると評価できる。

また、講習会の結果、「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合は、表9のとおり、いずれの年度においても90%超の高い水準となっている。

下請取引適正化推進講習会は、毎年約4,000～5,000名程度の参加者があり、参加率も高いことから、当該講習会を実施することは事業者の要請も強く、また、参加者に対するアンケート結果から下請法の理解のために効果的であったと評価できる。これらのことから、下請取引適正化推進講習会の開催は、下請法の普及・啓発のために効果的であったと評価できるが、更なる普及・啓発に向けて、下請法の内容の理解度が低い者の参加を促していく必要がある。

##### (イ) 下請法に関する情報提供

###### a パンフレット等の作成・配布等

パンフレットや講習会テキストは、下請取引適正化推進講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示しているところ、表10のとおり、アクセス件数は、パンフレットが平成25年度59,279件、平成26年度130,531件、平成27年度180,715件、講習会テキストが平成25年度34,569件、平成26年度28,981件、平成27年度36,760件となっている。このように、アクセス件数の少ない年度が一部あるものの、パンフ

レット及び講習会テキストは、多くの者に利用されていることから、パンフレット及び講習会テキストの作成・配布等が、下請法に関する情報提供のために有効であったと考えられる。

なお、平成26年度のパンフレットへのアクセス件数が平成25年度に比較して大幅に増加しているが、これは、ウェブサイトのバリアフリー化等のため、平成24年度末に公正取引委員会ウェブサイト进行全面改修したことにより、パンフレットや講習会テキストの掲載場所がそれまでより1階層下に移動したことにより、平成25年度のアクセス件数が大幅に減少したためと考えられ、平成25年度以降、講習会等において各種パンフレットの周知を行った結果、平成26年度及び平成27年度はウェブサイト改修前の水準まで戻っている。しかし、講習会テキストについては、ウェブサイト改修前の半数程度の水準であるため、講習会や相談対応の電話等において、社内研修等に活用できる旨周知するなど、より多くの事業者に対する普及・啓発につながるよう取り組む必要がある。

#### b 勧告事件の公表

勧告事件については、表5のとおり、平成25年度10件、平成26年度7件、平成27年度4件の全21件を公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載した。勧告件数は年々減少している一方で、これら関係資料へのアクセス件数については、平成25年度から平成26年度にかけて増加し、平成26年度から平成27年度にかけて減少しているところ、1件当たりの平均アクセス件数は、平成25年度は4,194件、平成26年度は7,307件、平成27年度は8,577件と年々増加しており、ほぼ同水準のアクセスがあったと評価できる。平成25年度及び平成27年度の公表1件当たりの平均報道量は、それぞれ106行、121行であり、平成23年度と同程度又は若干上回っているところ、平成26年度の平均報道量が206行と多かったのは、知名度の高い事業者によって下請事業者が被った不利益額が多額であった事件が大きく報じられたことが要因と考えられる。このように、違反事実・勧告内容の概要等について公表し、それが報道されることによって、勧告事件の内容、更には下請法の内容が広く社会に認知されることとなり、その結果、下請法違反行為の未然防止に有効であると考えられる。

#### (3) 効率性

指導事件については、表2のとおり、そのほとんどが目標処理期間内の3か月以内に処理されており（平成25年度98.7%、平成26年度97.6%、平成27年度96.9%）、事件処理は効率的に行われたものと評価できる。しか

し、勧告事件については、多くが目標処理期間の10か月以内に処理できていない（平成25年度40%、平成26年度28.6%、平成27年度50.0%）。平成25年度以降、処理期間短縮に向けて、前記(2)アのとおり、調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、担当職員に対する研修の実施、マニュアルの整備、事件処理報告会等を行っており、平成27年度は処理期間短縮への取組の成果が現れてきているものの、平成25年度は10件中6件が、平成26年度は7件中5件が、平成27年度は4件中2件が目標処理期間の10か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

その他、本件取組の費用面から分析すると、平成25年度ないし平成27年度における下請法違反事件の審査に係る予算は約22億円であるところ、違反事件への措置によって直接保護された下請事業者の利益額（現状回復の額）は、3年間で28億6829万円相当となっており、下請取引の公正化の推進及び下請事業者の利益の保護という目的に対し、事件審査にかけた費用と同等程度以上の効果があったものといえる。

また、下請取引適正化推進講習会については、平成27年度から、募集開始後短期間で参加希望者数が定員に達した一部の会場において、より多くの希望者が参加できるよう、配席を工夫するなどして募集定員を超える参加者を受け入れたことにより、参加率が向上し、効率的な講習会の実施ができたものと評価できる。

#### (4) 総合的評価

##### ア 目標達成度合いの測定結果

##### (7) 各行政機関共通区分 相当程度進展あり

##### (1) 判断根拠

「勧告事件の処理期間」については目標達成率が50%以下であり、進展が大きいもの、「指導事件の処理期間」については目標達成率が90%代後半の高い割合を維持しており、相当程度進展があったものと考えられる。

また、「下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況」及び「下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況」については、措置件数の増加や下請取引適正化推進講習会の開催などにより一定の効果を挙げており、取組が相当程度進展したと考えられる。

##### イ 施策の分析

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護す



るために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために、担当職員の調査能力の向上、効率的な業務遂行及び調査部門の体制の更なる強化を図ること並びに講習会テキスト等を周知することが課題として挙げられる。

## ウ 次期目標等への反映の方向性

### (7) 施策

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するため、引き続き、書面調査等による情報収集、下請法違反行為に対する迅速かつ的確な措置、下請法に係る講習会などによる下請法の普及・啓発を行う。

### (1) 測定指標

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、以下の点について改善する必要がある。

#### a 勧告事件の処理期間

下請法は、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるにもかかわらず、平成 25 年度の勧告事件 10 件中 6 件、平成 26 年度の勧告事件 7 件中 5 件、平成 27 年度の勧告事件 4 件中 2 件が目標処理期間の 10 か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。

① 調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、担当職員のレベル（初任者・中級者）に応じたきめ細かな研修の実施や下請法違反事件処理マニュアルに最新の実務や法解釈を盛り込むなどの改定を行うとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、他の事件処理に応用可能なところを重点的に情報共有する。

② 調査手法の見直し等により、効率的な業務遂行を図る。

③ 重大事案に対し、精密な調査を迅速かつ効果的に実施するため上席下請取引検査官を増設するとともに、10 名程度の増員を行い、調査部門の体制の更なる強化を図る。

#### b 下請取引適正化推進講習会

下請取引適正化推進講習会は、下請法の普及・啓発に一定の成果を上げたと評価できることから、引き続き、下請法の内容の理解度

が低い者の参加を積極的に促すことにより、講習会の効果の最大化を図ることとする。

また、講習会や相談対応の電話等において、講習会テキストを社内研修等に活用できる旨周知するなど、下請法の普及・啓発を推進することとする。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 測定指標のうち、勧告事件の処理期間の目標値は10か月としているが、達成率が50%を切っていることから、目標設定を見直す必要があるのではないか。</p> <p>（目標が達成されなかった案件についても、業務改善を行うことで達成し得たものもあると考えられることから、過大な設定とまではいえないと考えている旨回答した。）</p>	若林委員
<p>○ 勧告事件の処理期間について案件によってばらつきがあるが、人員の配置上の問題はないのか。</p> <p>（人員の配置についても今後改善を図っていきたい旨回答した。）</p>	柿崎委員
<p>○ 実績評価書資料p3の表4のタイトルをもっと分かりやすいものにすべき。</p> <p>（意見を踏まえて、タイトルを「下請法違反事件の新規着手件数（端緒の種類別）」に修正を行った。）</p>	小西委員

## 第1 政策の概要

### 1 評価対象施策

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

### 2 担当課室

取引企画課・消費税転嫁対策調査室

### 3 施策の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年10月1日施行）に基づき、普及啓発活動を通じた消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

### 4 施策の概要

公正取引委員会は、平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を実施した。

施策	主な取組
① 転嫁拒否行為の未然防止のための取組	(1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知 (2) パンフレット等の作成・配布 (3) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣 (4) 各種媒体を用いた集中的な広報
② 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組	(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集 (2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告、指導等
③ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付、事業者からの相談対応

### 5 評価対象期間

平成25年10月～平成28年3月

### 6 評価実施時期

平成28年4月～7月

## 第2 政策実施の環境

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を図るため、平成24年2月に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、消費税率が段階的に引き上げられること、それに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁のための取組に関する内容が盛り込まれた。また、同年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税率が平成26年4月及び平成27年10月<sup>1</sup>の2段階で引き上げられることとなり、また、消費税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは事業者にとって最大の懸案事項の一つであり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関して所要の特別措置を講じることとされた。これを踏まえ、平成25年6月に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が成立した。

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を実施している。

## 第3 施策の実施状況

### 1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等をはじめとする転嫁拒否行為の未然防止のための取組を実施している。

#### (1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用の透明性の確保や事業者の予見可能性を高めるために、平成25年9月に策定・公表した「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（以下「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン」という。）について、公正取引委員会のウェブサイトにて設けた「消費税転嫁対策コーナー」に掲載したほか、後記(3)のとおり説明会等において内容を周知した。

また、公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に係る相談等を踏まえ、消費税転嫁対策特別措置法の考え方についてより多くの事業者等に周知し転嫁拒否行為の未然防止に繋げるため、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成し、同じく「消費税転嫁対策コーナー」に掲載したほか、後記(3)のとおり説明会等において内容を周知した。さらに、事業者等からの相談や消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会での参加者からの質問等を踏まえて、

<sup>1</sup> 当初、消費税率の引上げは、最初の引上げは平成26年4月に、2度目の引上げは平成27年10月に予定されていたが、経済状況等を勘案した結果、2度目の引上げは平成27年10月から平成29年4月に1年半延期された。

「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を随時更新している。

(2) パンフレット等の作成・配布

公正取引委員会は、平成 25 年 10 月に消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を関係省庁と連携して作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載したほか、商工会議所等及び中小企業団体中央会に 229,385 部、地方自治体に 367,300 部配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法施行後の違反事例を踏まえ、事業者の予見可能性を高める観点から、消費税転嫁対策特別措置法の施行から 1 年半後の平成 27 年 3 月に主な違反事例について説明したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」を作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載したほか、商工会議所等及び中小企業団体中央会に 111,250 部、地方自治体等に 183,700 部配布した。

表 1 各パンフレットの配布部数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消費税の円滑かつ適正な転嫁のために	348,858 部	120,099 部	294,950 部
商工会議所等及び中小企業団体中央会	78,935 部	39,200 部	111,250 部
地方自治体等	183,600 部	—	183,700 部
その他	86,323 部	80,899 部	—
消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例	—	305,550 部	—
商工会議所等及び中小企業団体中央会	—	111,250 部	—
地方自治体等	—	183,700 部	—
その他	—	10,600 部	—

このほか、平成 25 年 7 月に消費税転嫁対策特別措置法の内容を簡潔に説明したリーフレットを作成し、地方自治体に 183,600 部配布した。また、後記 2 (1) アの平成 25 年度の書面調査の際には、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、当該リーフレットを同封して送付した。

表 2 リーフレット配布先

都道府県	各市町村	合計
9,400 部	174,200 部	183,600 部

さらに、平成 26 年 2 月、転嫁拒否行為に対して公正取引委員会が厳しく監視していることを示すとともに、事業者が転嫁拒否行為を受けた場合、積極的に公正取引委員会への情報提供がなされるようにするため、事業者等向けポスターを作成し、商工会議所等に 9,542 枚、地方自治体に 9,260 枚、事業者団体に 56,148 枚配布した。

表3 ポスター配布先

	配布数	主な配布先
商工会議所等	9,542 枚	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
地方自治体	9,260 枚	各都道府県 各市町村
事業者団体	56,148 枚	警察庁所管団体 厚労省所管団体 国交省所管団体 農水省所管団体 法務省所管団体 中小企業庁所管団体 総務省所管団体

## (3) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、消費税転嫁対策特別措置法の概要や違反事例等について説明する公正取引委員会主催説明会を実施しており、平成28年3月までに、121回の説明会を実施した。

表4 公正取引委員会主催説明会の実施回数 (単位：回)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
40	30	51	121

また、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する講演会等に、公正取引委員会の職員を講師として派遣し、消費税転嫁対策特別措置法について説明している。平成28年3月までに、職員を470回派遣した。

表5 講師の派遣回数 (単位：回)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
384	59	27	470

## (4) 各種媒体を用いた集中的な広報

公正取引委員会は、平成26年4月1日の消費税率の引上げの前後において、転嫁拒否行為が禁止されていること、公正取引委員会が転嫁拒否行為を厳しく監視していること及び公正取引委員会では転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施した。具体的には、消費税率の引上げ直前期（平成26年2月及び3月）においては、新聞広告、ラジオ広告、インターネット広告及び鉄道車両の中吊り広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。また、消費

税率の引上げ直後（平成 26 年 5 月及び 6 月）においては、新聞広告、雑誌広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。さらに、平成 28 年 2 月には、新聞広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。

表 6 各種媒体による集中的な広報

	平成 26 年 2～3 月	平成 26 年 5～6 月	平成 28 年 2 月
新聞広告	○	○	○
雑誌広告	—	○	—
ラジオ広告	○	—	—
インターネット広告	○	○	○
鉄道車両の中吊り広告	○	—	—

## 2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

### (1) 転嫁拒否行為に関する情報収集

#### ア 書面調査

公正取引委員会は転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者（特定供給事業者）からの情報提供を受動的に待つだけではなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。

また、加害者側となりやすい大規模小売事業者・大手企業等に対する書面調査については、自発的な転嫁状況の見直しや、違反行為の自主的な申告を促すため、消費税転嫁対策特別措置法に基づき報告義務を課している。

表 7 書面調査の発送件数（中小企業庁と合同で実施）

年度	発送数
平成 25 年度	中小事業・小規模事業者等 15 万名
平成 26 年度	中小事業・小規模事業者等約 400 万名，個人事業者約 350 万名 大規模小売業者・大手企業等 約 4 万名
平成 27 年度	中小事業・小規模事業者等約 290 万名，個人事業者約 350 万名 大規模小売業者・大手企業等 約 8 万名

#### イ 転嫁拒否行為についての相談対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けた。

特に、平成 26 年 3 月及び 4 月は、消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設け、平日のみならず毎週土曜日にも電話相談を受け付けるなど相談対応の強化を図った。

表8 転嫁拒否行為に関する相談件数 (単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
1,944	1,370	543	3,857

ウ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、ヒアリング調査を実施した。

表9 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数 (単位：件)

年度	件数	
	事業者	事業者団体
平成 25 年度	1,326	401
平成 26 年度	8,744	1,263
平成 27 年度	4,344	682
合計	14,414	2,346

(2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告、指導等

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した転嫁拒否行為に関する情報に基づき、立入検査等の調査を積極的に実施し、必要な改善措置（勧告及び指導）を迅速に行った。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行い、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

そして、上記の勧告及び指導の結果、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益については、特定事業者から原状回復させている。転嫁拒否行為によって中小事業者等が被った不利益額については、平成 26 年度は違反行為を行った事業者 228 名から、転嫁拒否を受けた事業者 33,094 名に対し、総額 4 億 1153 万円の原状回復が行われ、平成 27 年度においては違反行為を行った事業者 333 名から、転嫁拒否を受けた事業者 25,059 名に対し、総額 6 億 7444 万円の原状回復が行われた。

表 10 勧告及び指導件数

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計 (注)
措 置	勧 告	0 件 (0 件)	19 件 (4 件)	13 件 (3 件)	32 件 (7 件)
	指 導	724 件 (35 件)	316 件 (45 件)	349 件 (24 件)	1,389 件 (104 件)
	合 計	724 件 (35 件)	335 件 (49 件)	362 件 (27 件)	1,421 件 (111 件)
違反事実なし		94 件	366 件	472 件	932 件

(注) 合計値は、平成 25 年 10 月から平成 28 年 3 月までの累計。( ) 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数。



表 11 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	年度	勧告	指導	合計（割合）
減額	平成 25 年度	0	1	1（0.1%）
	平成 26 年度	3	32	35（9.7%）
	平成 27 年度	0	18	18（4.9%）
	合計	3	51	54（3.7%）
買いたたき	平成 25 年度	0	480	480（65.8%）
	平成 26 年度	19	268	287（79.9%）
	平成 27 年度	13	331	344（92.7%）
	合計	32	1,079	1,111（76.1%）
役務利用又は利益 提供の要請	平成 25 年度	0	24	24（3.3%）
	平成 26 年度	0	22	22（6.1%）
	平成 27 年度	0	3	3（0.8%）
	合計	0	49	49（3.4%）
本体価格での 交渉の拒否	平成 25 年度	0	224	224（30.7%）
	平成 26 年度	0	15	15（4.2%）
	平成 27 年度	0	6	6（1.6%）
	合計	0	245	245（16.8%）
合計	平成 25 年度	0	729	729（100%）
	平成 26 年度	22	337	359（100%）
	平成 27 年度	13	358	371（100%）
	合計	35	1,424	1,459（100%）

（注 1） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 10 に記載の件数とは一致しない。

（注 2） （ ）内の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

表 12 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年度	原状回復を行った 特定事業者数	原状回復を受けた 特定供給事業者数	原状回復額（注 1）
平成 25 年度（注 2）	—	—	—
平成 26 年度	228 名	33,094 名	4 億 1153 万円
平成 27 年度	333 名	25,059 名	6 億 7444 万円
合計	561 名	58,153 名	10 億 8598 万円

（注 1） 各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

（注 2） 平成 25 年度は消費税率引上げ前であることから、原状回復が行われていない。

表 13 行為類型別の原状回復の状況

行為類型	年度	原状回復を行った特定事業者数	原状回復を受けた特定供給事業者数	原状回復額
減額	平成 26 年度	17 名	5,418 名	1304 万円
	平成 27 年度	15 名	1,842 名	2017 万円
買ったたき	平成 26 年度	177 名	22,948 名	2 億 0041 万円
	平成 27 年度	321 名	23,202 名	6 億 5418 万円
役務利用又は利益提供の要請	平成 26 年度	43 名	4,806 名	1 億 9806 万円
	平成 27 年度	1 名	15 名	8 万円
合計	平成 26 年度	237 名	33,172 名	4 億 1153 万円
	平成 27 年度	337 名	25,059 名	6 億 7444 万円
	合計	574 名	58,231 名	10 億 8598 万円

(注 1) 特定事業者数及び特定供給事業者数は延べ数であり、表 12 に記載の合計事業者数とは一致しない。また、各違反行為類型及び各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

(注 2) 平成 25 年度は消費税率引上げ前であることから、原状回復は行われていない。

### 3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、事業者又は事業者団体が行う、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、平成 25 年 10 月 1 日から転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付を開始し、転嫁カルテル 176 件、表示カルテル 139 件の合計 315 件の届出を受け付けた。

また、届出書の記載方法等に関して、これまでに 1,290 件の相談に対応した。

表 14 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数 (単位：件)

	平成 25 年度 (注)	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
転嫁カルテル	152	13	11	176
表示カルテル	136	3	0	139
計	288	16	11	315

(注) 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間の件数である。

表 15 届出に関する相談件数 (単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
1,235	50	5	1,290

## 第4 評価

### 1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

#### (1) 必要性

消費税率引上げに際して、取引上の立場の弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにするため、政府全体として、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について徹底した広報を行うこととしている。こうした取組の一環として、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインやパンフレットの作成・配布、説明会等の実施、各種媒体を用いた集中的な広報は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために必要である。

なお、平成27年度の行政事業レビューにおいても、「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する措置等は政府全体の政策課題であり、その中でも、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るために、引き続き、事業者向けに広報活動を行っていくことは重要である。」と結論付けられている。

#### (2) 有効性

##### ア 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

公正取引委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設け、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインや「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等を掲載するなどして消費税転嫁対策特別措置法の周知を図ったところ、表16のとおり、多数のアクセスがあった。

表16 「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数 (単位：件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
146,879	139,981	94,216

また、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」については、これまでの事業者等からの相談や消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会での参加者からの質問等を踏まえて随時更新している。更新の際には、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインに記載されていない考え方についても補足しており、これを公表・周知することで、他の事業者にとっても参考となり、事業者等にとっての予見可能性を高めることに繋がったものとみられる。また、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために一定の効果があったと評価できる。一方で、アクセス件数は年々減少傾向にあることから、次回の消費税率引上げに向け、アクセス件数を増やすための取組などを行っていく必要がある。

##### イ パンフレット等の作成・配布

消費税転嫁対策特別措置法は公正取引委員会が主管しているが、転嫁拒否行為の取締りや転嫁カルテル・表示カルテルの届出は公正取引委員会、総額表示義務の特例は財務省、転嫁を阻害する表示の取締りについては消費者庁と複数の省庁が関わっている。消費税転嫁対策は政府一体の取組であり、一覽性

を確保する観点から、関係省庁連名のパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を作成・配布した。このパンフレットは、独占禁止政策協力委員からも、「非常に分かりやすく良い。このようなパンフレットは各官庁がそれぞれに作成するのが常であるが、複数の官庁による共同作成であり、評価したい。」との評価を得ている。

また、パンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」は、消費税転嫁対策特別措置法の施行以降に勧告・指導の対象となった案件を分析し、違反事例の概要をイラスト付きで解説したものであり、これによってどのような行為が転嫁拒否行為に該当するか、事業者等に対してより分かりやすく周知することができたものと評価できる。加えて、このパンフレットは、消費税転嫁対策特別措置法が施行してから1年半という短期間で作成・配布しており、転嫁拒否行為の未然防止に向けて迅速に対応できたと評価できる。

#### ウ 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者に対してアンケート調査を行ったところ、理解度については、表17のとおり、「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答した参加者はいずれの年度も90%を上回っていたほか、満足度については、表18のとおり、「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した参加者はいずれの年度も85%を上回っていた。

また、上記アンケートでは、説明会についての意見や要望についても聞いており、「説明時間をもう少し長くしてほしい」、「違反事例についての説明がよかった」等といった意見が寄せられた。

こうしたアンケート結果を参考に説明内容を見直し、参加者のニーズに応じた説明を実施したところ、「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答した参加者は、平成25年度から平成27年度にかけて、92.7%、95.9%、97.0%と増えており、満足度についても同様に、86.5%、90.2%、92.3%と増えている。

このように、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために効果的であったと評価できる。

表17 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者の理解度

	理解できた	概ね理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
平成25年度	19.0%	73.7%	7.1%	0.2%
平成26年度	34.7%	61.2%	4.2%	0.0%
平成27年度	30.8%	66.2%	3.1%	0.0%

表18 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者の満足度

	満足できた	概ね満足できた	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成25年度	14.7%	71.8%	13.1%	0.5%

	満足できた	概ね満足できた	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成 26 年度	25.0%	65.2%	9.7%	0.2%
平成 27 年度	25.9%	66.4%	7.7%	0.1%

表 4 及び表 5 のとおり、公正取引委員会主催説明会の実施回数が順調に推移している一方で、講師派遣の回数については、年々減少している。講師派遣は、商工会議所、商工会及び事業者団体からの依頼を受けて、公正取引委員会の職員を講師として派遣するものであることから、計画的に回数を増やすことは難しいと考えられるものの、講師派遣の実施について積極的に呼びかける必要がある。

#### エ 各種媒体を用いた集中的な広報

平成 28 年 2 月に新聞やインターネット等を利用した集中的な広報を実施したところ、同月の相談件数は、その前月となる同年 1 月の相談件数と比較すると約 40%増加した。また、インターネット等を利用した広告においては、消費税転嫁拒否等の行為について分かりやすく説明した「特設サイト」を「消費税転嫁対策コーナー」とは別に設けたところ、「特設サイト」には平成 28 年 2 月の 1 か月間に約 10 万件のアクセスがあった。さらに、「特設サイト」には「消費税転嫁対策コーナー」のページへのリンクも貼り、「消費税転嫁対策コーナー」にもアクセスするよう工夫するなどしたところ、平成 28 年 2 月の「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数は、その前月となる同年 1 月のアクセス件数と比較すると約 36%増加した。

以上のことから、新聞やインターネット等を利用した集中的な広報は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために効果的であったと評価できる。

### (3) 効率性

#### ア 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインや「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等について、公正取引委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設け、そこに集約することで、事業者も効率的に情報収集することが可能になった。また、公正取引委員会の主催説明会や事業者団体主催の講演会等に出席できなかった事業者等も当該ウェブサイトを参照することで、消費税転嫁対策特別措置法の内容を把握することが可能になった。

#### イ パンフレット等の作成・配布

消費税転嫁対策特別措置法パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」について、当初は当該パンフレットを公正取引委員会から全ての対象事業者に送付する予定であったが、パンフレットの印刷データを所管省庁に提供し、関係省庁の協力を得て、所管省庁から各事業者団体等に印刷・配布

してもらうことで、事前に積算していた印刷部数を大幅に削減することができた。

表 19 パンフレットの印刷部数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事前に積算していた印刷部数	約 90 万部	約 360 万部	約 50 万部
実際に印刷した部数	約 35 万部	約 40 万部	約 35 万部

#### ウ 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の会場を選定する際、より多くの事業者の説明会に参加してもらうため、「主要駅から徒歩圏内であること」に加え、開催費用の削減の観点から「公共施設であること」を考慮した。

#### エ 各種媒体を用いた集中的な広報

新聞やインターネット等を利用した広報を実施する際、広告内容について優れた企画力が必要とされるため、契約先を選定する際に複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画書等を提出した者と契約する企画競争を実施した。企画書等には企画の内容やデザインに加え、新聞広告の掲載面積やインターネットの表示回数についても記載されており、価格による競争の要素も含めて、総合的に判断でき、より質の高い広報を確保することができた。

なお、実際の契約金額は、新聞社各社が公表している価格より安く実施することができた。

## 2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

### (1) 必要性

取引上の立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても、今後の取引への影響を考慮して、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、事業者から受け付けた転嫁拒否行為に係る相談対応のみならず、書面調査等を実施し、積極的に情報収集する必要がある。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するためには、転嫁拒否行為に対して立入検査等を積極的に実施し、勧告・指導等を通じて、迅速かつ厳正に対処する必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 転嫁拒否行為に関する情報収集

取引上の立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても、今後の取引への影響を考慮して、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、書面調査によって転嫁拒否行為に関する情報収集を行うことは、広く情報収集するために効果的である。また、加害者側となりやすい大規模小売事業者等に対する書面調査では報告義務を課し、消費税の転嫁状況を報

告させることで、自発的な転嫁状況の見直しや、違反行為の報告につながる効果も期待できる。実際に、こうした書面調査によって得た情報は、調査着手につながった端緒情報のうち9割以上を占めており、多くの事件調査に結び付いていることから、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対応の観点から効果的であった。また、書面調査を実施する際に、消費税転嫁対策特別措置法のパンフレット等も併せて送付しており、消費税転嫁対策特別措置法の理解の浸透、転嫁拒否行為の未然防止にも寄与している。

相談対応については、専用相談窓口を設けることにより、相談先を明確にし、消費税の転嫁拒否行為に関する相談についての的確に対応した。また、平成26年3月及び4月に休日専用ダイヤルを設置することで、消費税率引上げ直前期に転嫁拒否行為に関する相談に対して、より効果的に対応することができた。

事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査については、その対象を被害者側になりやすい納入業者、中小事業者を構成員とする事業者団体に絞って実施することにより、消費税の転嫁状況について、より詳細に幅広く情報収集することができた。

#### イ 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等

平成25年10月から平成28年3月までの間に32件の勧告、1,389件の指導を行った。また、勧告・指導の措置を受けた特定事業者に対し、直接、被害を受けた特定供給事業者に対して原状回復を行うよう指導し、平成25年10月から平成28年3月末までに総額10億8598万円の原状回復を行わせた。また、調査の結果、違反事実なしとされた場合でも、調査を通じて事業者に対し、消費税転嫁対策特別措置法の理解の浸透を促すことにより、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点からも効果的であったものと考えられる。さらに、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告し、公正取引委員会のウェブサイトで公表しているところ、表20のとおり、多数のアクセスがあった。違反行為者や違反行為の概要等を掲載することで、事業者にとっての予見可能性を高めることにもつながり、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点からも効果的であったものと考えられる。

表 20 「勧告事件」へのアクセス件数 (単位：件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
—	202,733	148,543

### (3) 効率性

#### ア 転嫁拒否行為に関する情報収集

書面調査を実施するに当たり、前年度の調査票の発送先の名簿を精査することで、送付漏れや重複発送を極力少なくした。

相談対応については、消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設け、平成26年3月及び4月の毎週土曜日に電話相談を受け付けるなど、繋閑に応じて効率的に対応するとともに、多く寄せられた定型的な質問事項については、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」として取りまとめ、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しており、該当する相談があった場合には、これを紹介することにより効率的な相談対応を行った。

また、事業者及び事業者団体ヒアリングについては、前記(2)アのとおり、ヒアリング先を絞って実施することにより、調査官を効率的に動員することができた。

#### イ 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等

書面調査等によって得られた違反情報を有効に処理するため、公正取引委員会の元職員、類似の調査業務の経験のある者、法律や税務等に明るい者、事業者間の取引実務に精通している者などを臨時職員として採用し、採用後は、独占禁止法や下請法の実務を経験してきた既存の職員とともに調査を行うなどの実地研修によって調査手法等を習得させるなど、調査に要する人員を効率的に養成した。また、転嫁拒否行為を是正させる勧告及び指導を行った事案の平均処理日数は、平成26年度は56.2日、平成27年度は65.1日となっており、いずれの年度も迅速な事件処理が行われたといえる。

なお、事件処理日数は、平成27年度は平成26年度に比べて長くなっているが、この理由としては、平成27年度は、行政手続法が改正され、行政指導の中止等を求める制度が導入されたことから、指導の措置を行う相手方に対しても最低1週間の意見申述の期間を設けることとしたこと、消費税率引上げから1年以上経過し、転嫁拒否行為を受けた事業者に対する原状回復額の算定等に時間を要することとなったことが挙げられる。こうしたことを考慮すれば、引き続き、迅速な事件処理が行われているものといえる。

### 3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

#### (1) 必要性

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁することが容易となるように環境を整えるため、消費税転嫁対策特別措置法において、転嫁カルテル及び表示カルテルを独占禁止法の適用除外とし、業界団体や同業者間で消費税の転嫁に関する取扱いを統一する必要がある。

#### (2) 有効性

平成28年3月末までに転嫁カルテルを実施した176団体に対して、転嫁状況を確認したところ、転嫁状況については、157団体(89.2%)が「転嫁できている」と回答しており、転嫁カルテルがおおむね実効性をもって実施されているものと考えられる。



表 21 転嫁カルテルを実施した団体の転嫁状況 (単位：名)

	団体数(割合)
転嫁できている	157(89.2%)
転嫁拒否は受けていないが転嫁状況は把握していない	11( 6.3%)
一部は転嫁できていない	8( 4.6%)
合計	176( 100%)

また、平成 28 年 3 月末までに表示カルテルを実施した 139 団体に対して、実際に届出の内容に沿った表示となっているかについて確認したところ、128 団体 (92.1%) で、「届出どおりの表示が実施されている」と回答しており、表示カルテルがおおむね実効性をもって実施されているものと考えられる。

表 22 表示カルテルを実施した団体の実施状況 (単位：名)

	団体数(割合)
届出どおりの表示が実施されている	128(92.1%)
把握していない	11( 7.9%)
合計	139( 100%)

以上のことから、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置は、取引上の立場が弱い事業者が消費税の転嫁をしやすい環境を整えたという点で、効果的に実施されたものと評価できる。

### (3) 効率性

届出者の事務負担を軽減するため、届出様式や届出の記載例等についてウェブサイトに掲載し、本局及び各地方事務所等のいずれでも届出を受け付けることとし、転嫁カルテル及び表示カルテルを同時に届出する場合は、届出書の添付書類についても一部を省略可能にした。

平成 28 年 3 月までに転嫁カルテル又は表示カルテル届出を行った全ての団体 (208 団体) に対して、届出手続についての評価を確認したところ、「問題なし」と回答した団体が 194 団体 (93.3%) と大部分を占めており、届出手続の事務負担の軽減策はおおむね評価されているものと考えられる。

以上のことから、本件取組は、届出者の負担を極力軽減しながら、消費税の転嫁をしやすい環境を整えることができた点で、効率的であったと評価できる。

表 23 届出に係る事務負担についての評価

届出に係る事務負担についての評価	回答数（割合）
問題なし	194（93.3%）
特に苦勞した点はない	180（86.5%）
手続が簡便	7（3.4%）
相談時の丁寧な説明によりスムーズに行えた	7（3.4%）
問題あり	4（1.9%）
書類作成が苦勞した	2（1.0%）
傘下団体の名簿収集が負担だった	1（0.5%）
提出書類が多数あり、煩わしい	1（0.5%）
その他	10（4.8%）
合計	208（100.0%）

（注） 「その他」の主な評価は、「団体内の意思統一が難しかった」、「制裁の内容のとりまとめに苦勞した」、「総会を開催することが煩わしかった」がある。

#### 4 総合的評価

上記の施策を実施した結果、消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進の観点から、施策全体としては、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置はいずれも必要な取組であり、また、有効的かつ効率的に実施することができ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けておおむね順調に進捗したと評価できる。

なお、転嫁拒否行為の未然防止のための取組については、次回の消費税率引上げに向け、「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数を増やすための周知、講師派遣の実施についての積極的な呼びかけを実施する必要があるものと考えられる。

### 第5 今後の課題と取組の方向性

#### 1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

次回の消費税率引上げの際には、再び国民の関心が高まり、事業者からの相談等も増えることが想定される。このため、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、転嫁拒否行為の未然防止のための取組を推進する必要がある。

なお、以下の点については改善を検討する。

##### (1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の策定・公表・周知

次回の消費税率引上げに際して、消費税転嫁対策特別措置法の考え方の明確化や事業者にとっての予見可能性を高めるため、必要に応じて「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を改訂する。また、公正取引委員会ウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を活用した周知活動を推進するため、同

コーナーの内容充実、説明会等における周知などを通じて、同コーナーへのアクセス件数を増やすための取組を行うこととする。

また、次回の消費税率引上げの際に軽減税率制度が導入されることが予定されているため、軽減税率制度が導入された場合の消費税転嫁対策特別措置法の考え方についてガイドライン等で明確化する。

## (2) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会及び講師派遣

次回の消費税率引上げに際して、今後も全国各地で説明会を開催し、要望に応じて積極的に講師を派遣する。特に、転嫁拒否行為の未然防止の観点から、違反行為の多い業界を対象にした説明会を開催する。

また、講師派遣については、公正取引委員会のウェブサイトで講師派遣の案内についてのページを充実させるとともに、中小企業団体等の事業者団体からの講師派遣依頼に広く対応し、公正取引委員会の職員を講師として派遣していく旨を積極的に呼びかけていくこととする。

加えて、消費税転嫁対策特別措置法への理解度や説明会への満足度をより向上させるため、参加者の理解度レベルを確認し、レベルに応じた説明をするなど、より参加者のニーズに沿った説明会にする。

## 2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

次回の消費税率引上げの際も、「買ったたき」をはじめとする転嫁拒否行為の発生が懸念されるところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、書面調査等による積極的な情報収集並びに転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等について、これまでの取組を継続し、引き続き、転嫁拒否行為に対する迅速かつ適正な対処のための取組を推進する。

## 3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「届出に関するよくある質問」や届出の記載例等を必要に応じて見直すなど、届出者の事務負担軽減に引き続き配慮する。

## 第6 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 転嫁拒否行為に関する端緒の9割以上が書面調査によるものであり、申告によるものは1割も満たないのは、消費税転嫁対策特別措置法に関する広報活動が不十分だからか。</p> <p>(取引上立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても、今後の取引への影響を考慮して自らその事実を申し出にくい場合があることから、書面調査が端緒源となることが多いと考えている旨回答した。)</p>	田中委員
---	------

<p>○ 表 7 の書面調査の発送件数について、中小企業、小規模事業者等の件数が平成 26 年度から平成 27 年度にかけて減少しているのはなぜか。</p> <p>（平成 26 年度に書面調査を発送した際に、未達となった発送先について、平成 27 年度の調査の発送先から除外したためである旨回答した。）</p>	<p>若林委員</p>
<p>○ 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会の参加者の理解度について、当該説明会受講前の理解度もアンケートして受講後と比較して評価する方法も行ってはどうか。</p> <p>（意見を踏まえ、今後説明会の実施方法について検討することとしたい旨回答した。）</p>	<p>小西委員</p>

## 第 7 評価を行う過程において使用した資料

- ・ 平成 27 年度における消費税転嫁対策の取組について（平成 28 年 6 月 2 日公表）
- ・ 公正取引委員会主催説明会の参加者に対するアンケート